



伊奈町地域福祉計画



平成27年3月

伊奈町

はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は、核家族化の進行や郷土意識の希薄化などの様々な要因から、家庭や地域のささえ合う力が弱まってきています。

本町においても、今後、人口増加は落ち着きを見せ、少子高齢化が進むことが予測される中、地域に愛着を持ち、住民同士がつながり、互いに支え合うことができる地域づくりを行うことが重要と考えます。

こうした社会状況や、これまでの町の取り組み等を踏まえ、地域住民と行政の連携、協働により住み慣れた地域の中で、安心して暮らせる社会の実現を目指して伊奈町地域福祉計画を策定しました。

計画の策定にあたっては、一から地域住民の皆様とともに考え作り上げていくため、町民会議委員の公募を行い、課題の洗い出しや課題解決のアイディア等の貴重なご意見やご提案をいただくとともに計画策定の根幹となる部分を取りまとめていただいたところです。

今後とも本計画の基本理念である「すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町」の実現のため、地域住民の皆様とともに、本計画における各種施策を展開してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の方々等、計画策定にご協力いただいた関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

伊奈町長 野川 和好

目次

第1章 策定にあたって	1
第1節 地域福祉とは	2
第2節 地域福祉が重要な背景	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の位置付け	5
第2章 地域福祉に関する現状と課題	7
第1節 伊奈町の人口の状況	8
第2節 暮らしの状況	14
第3節 町民の意識	16
第3章 今後目指す方向性	23
第1節 基本理念	24
第2節 基本方針	25
第3節 施策の体系	26
第4章 施策の展開	27
第1節 コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり	28
第2節 支援を必要とする方の支援体制づくり	34
第3節 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり	40
第5章 重点プロジェクト	49
重点1：身近な地域の居場所づくりプロジェクト	50
重点2：団体のネットワーク化プロジェクト	51
重点3：(仮称) ローズネット協力員養成プロジェクト	52
第6章 推進体制	53
第1節 役割分担	54
第2節 推進体制	55
第3節 進捗管理・評価	55
資料編	56



第1章 策定にあたって

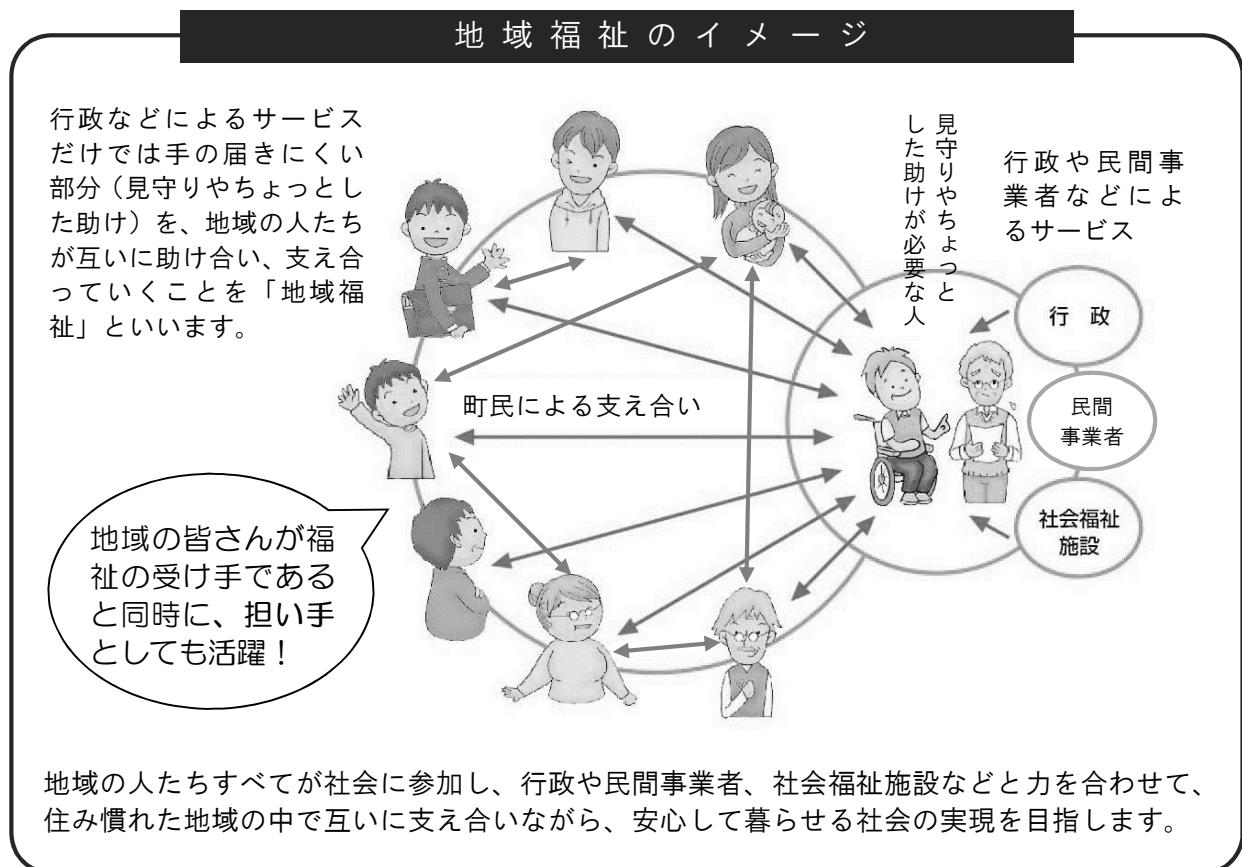
第1節 地域福祉とは

「福祉」という言葉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などといった対象者ごとにわかれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」のイメージが先行していますが、本来の「福祉」という言葉の意味は、「幸福な生活」のことをいいます。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、ひとり暮らしのお年寄り、子育てに悩む親、障害のある人など、何らかの支援を必要としている人やその家族など、誰もがみんな「幸せ」になりたいと願っています。

そして、私たちが住んでいる地域が「幸せな地域」になるためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

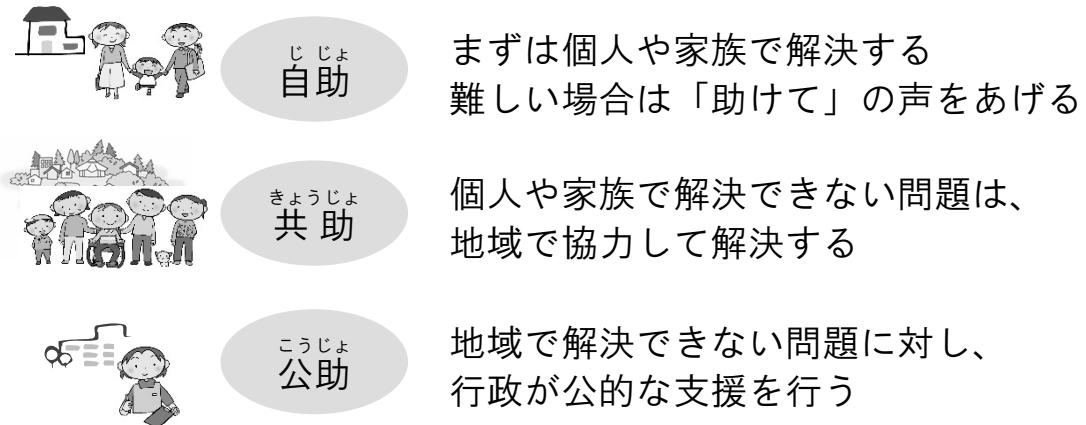
このように、地域の人たちをはじめ、ボランティアなどが「幸せづくりの担い手」として、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送れるように活動することを、「地域福祉」といいます。



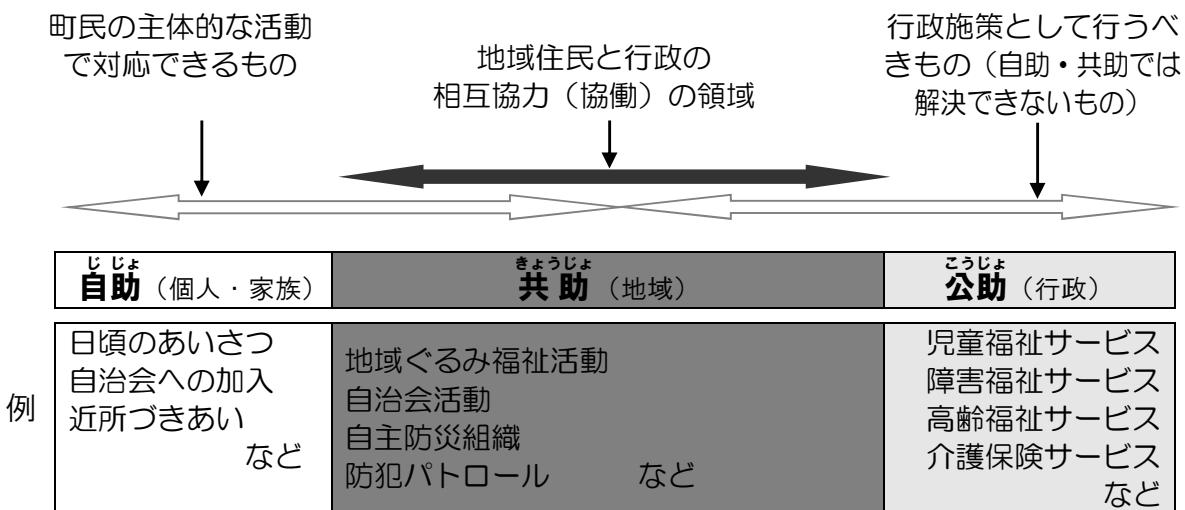
地域福祉を進めていくうえでは町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくることが重要です。

その際重要なのが、まずは個人や家族で解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は地域で協力して解決し（共助）、地域で解決できない問題は行政が公的支援として対応する（公助）という、「自助」、「共助」、「公助」の考え方です。これらを重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を進めることが重要となります。

■ 「自助」「共助」「公助」とは



■ 「自助」「共助」「公助」の関係性



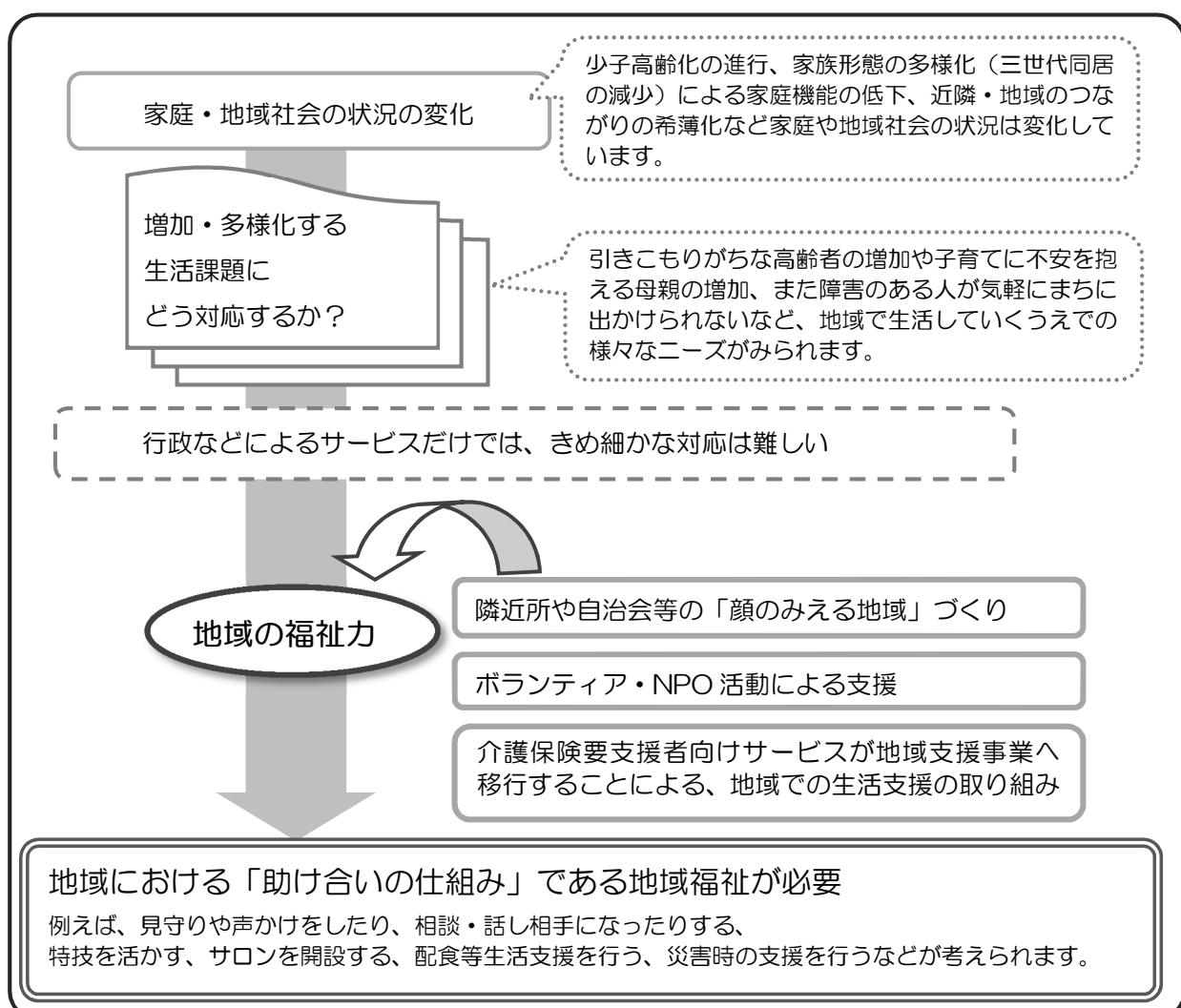
第2節 地域福祉が重要な背景

地域福祉とは、私たちが住んでいる「地域」という場所に主眼を置き、「助け合い」、「支え合い」、「ふれあい」などといったキーワードで、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちをサポートしていくことです。

これからのまちづくりは、ノーマライゼーション（※）の理念のもと、子どもから高齢者まで、町民の誰もが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。

こうした中で、伊奈町の地域福祉を考えるにあたっては、課題を抱える人にのみ対処する限定的なものではなく、町民すべてが、より良く生きるという視点で考える必要があります。

※ノーマライゼーションとは、高齢者も障害のある人も、子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加ができること。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や関連計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
伊奈町地域福祉計画				

第4節 計画の位置付け

1. 法的位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村地域福祉計画として位置付けます。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法以降の国の通知について

平成 19 年「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

- ア 要援護者の把握に関する事項
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
- ウ 要援護者の支援に関する事項

平成 24 年「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」

平成 26 年「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

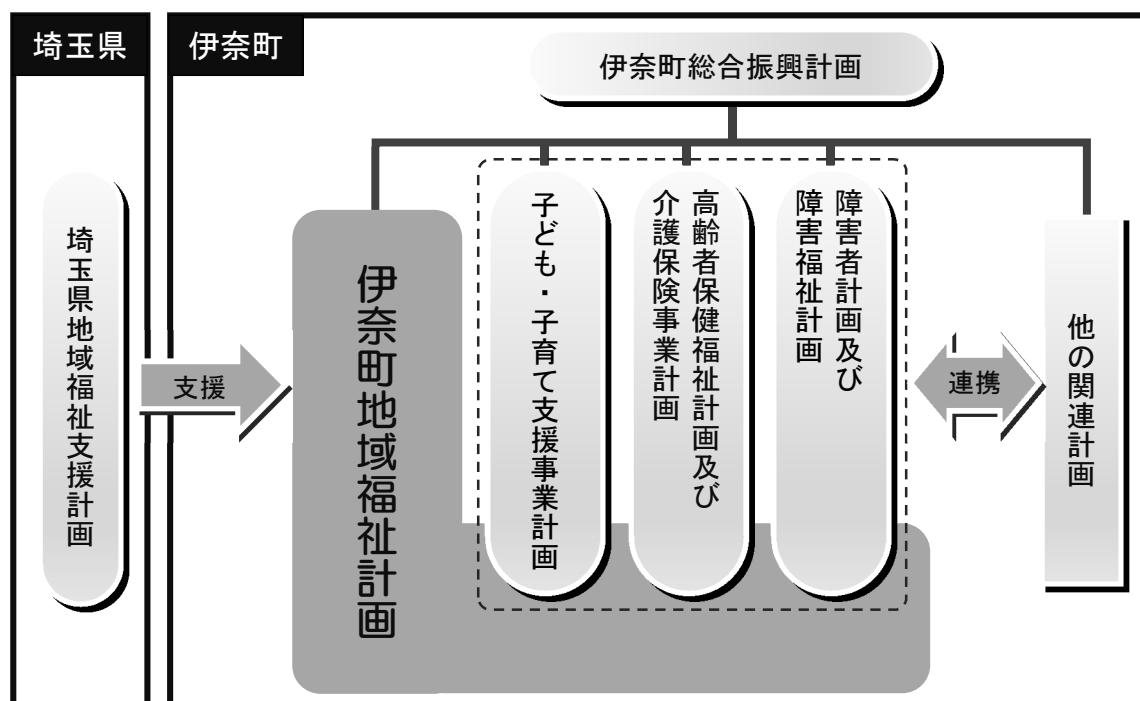
2. 関連計画との位置付け

伊奈町には、総合的な行政の運営を図るための基本計画として「伊奈町総合振興計画」があり、この基本計画を最上位計画として、健康福祉分野でも個別計画（子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画及び障害福祉計画）を策定しています。

これらの個別計画は法律などに基づき策定され、主として各分野における行政施策を示しており、計画の実行主体は行政となります。また、これらの個別計画については、最新の計画年度が平成27年度からスタートするものとなります。

これらの個別計画と同時期にスタートする本計画では、それぞれの分野にとらわれず、これらの個別計画を横串でとらえ、整合性・連携を図りながら進めています。

■関連計画との位置付け





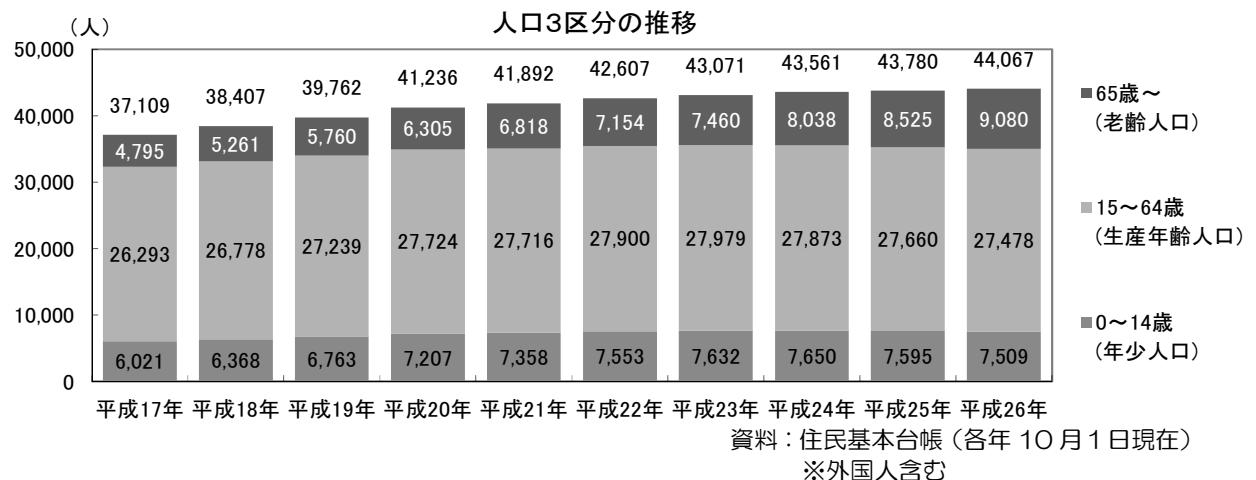
第2章 地域福祉に関する現状と課題

第1節 伊奈町の人口の状況

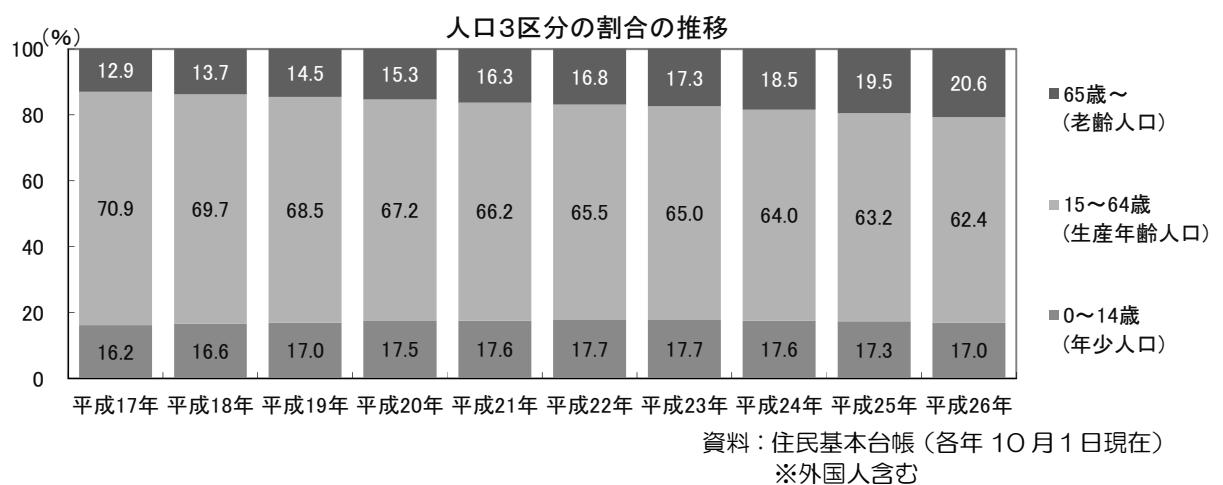
1. 伊奈町の人口3区分の推移

総人口は、過去10年間で約7,000人の増となっており、平成26年時点で44,067人となっています。

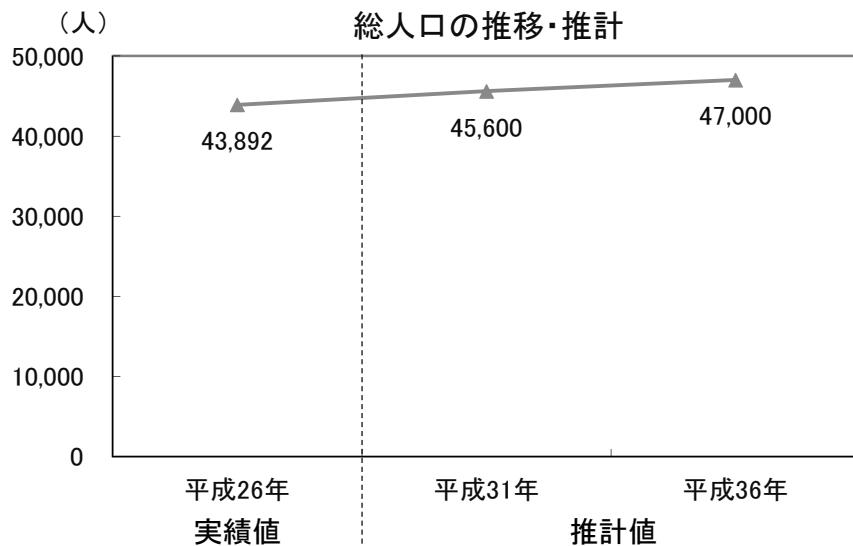
人口3区分の内訳をみると、いずれの層も増加していますが、特に65歳以上では2倍近くの増となっています。



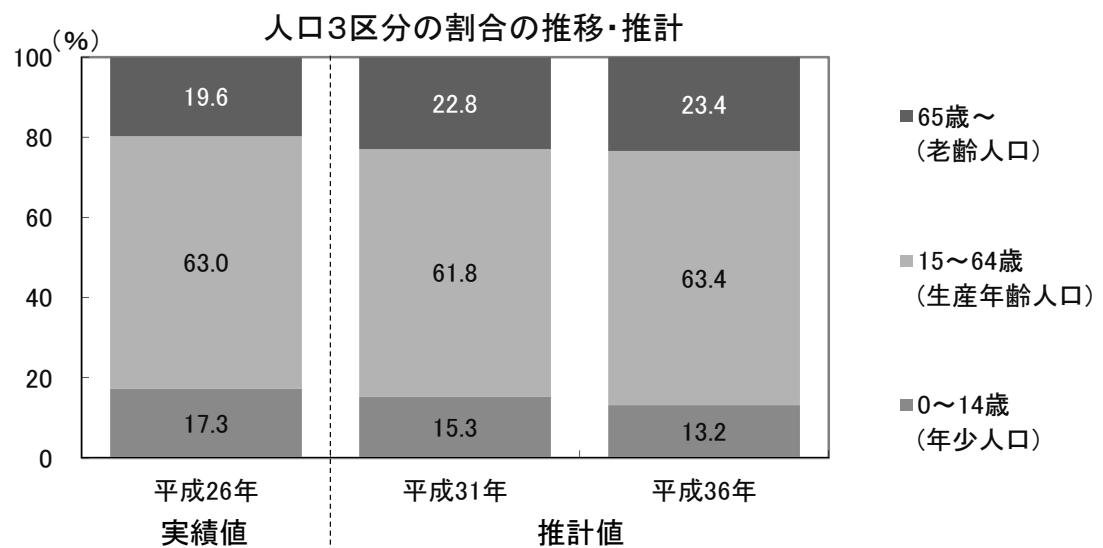
人口3区分の割合をみると、65歳以上が10年間で7.7ポイントの増となっており、平成26年で20.6%となっています。



総合振興計画における総人口の推計をみると、これまでの人口増が今後も緩やかに続していくことが予測されることから、平成36年時点では47,000人の見込みとなっています。

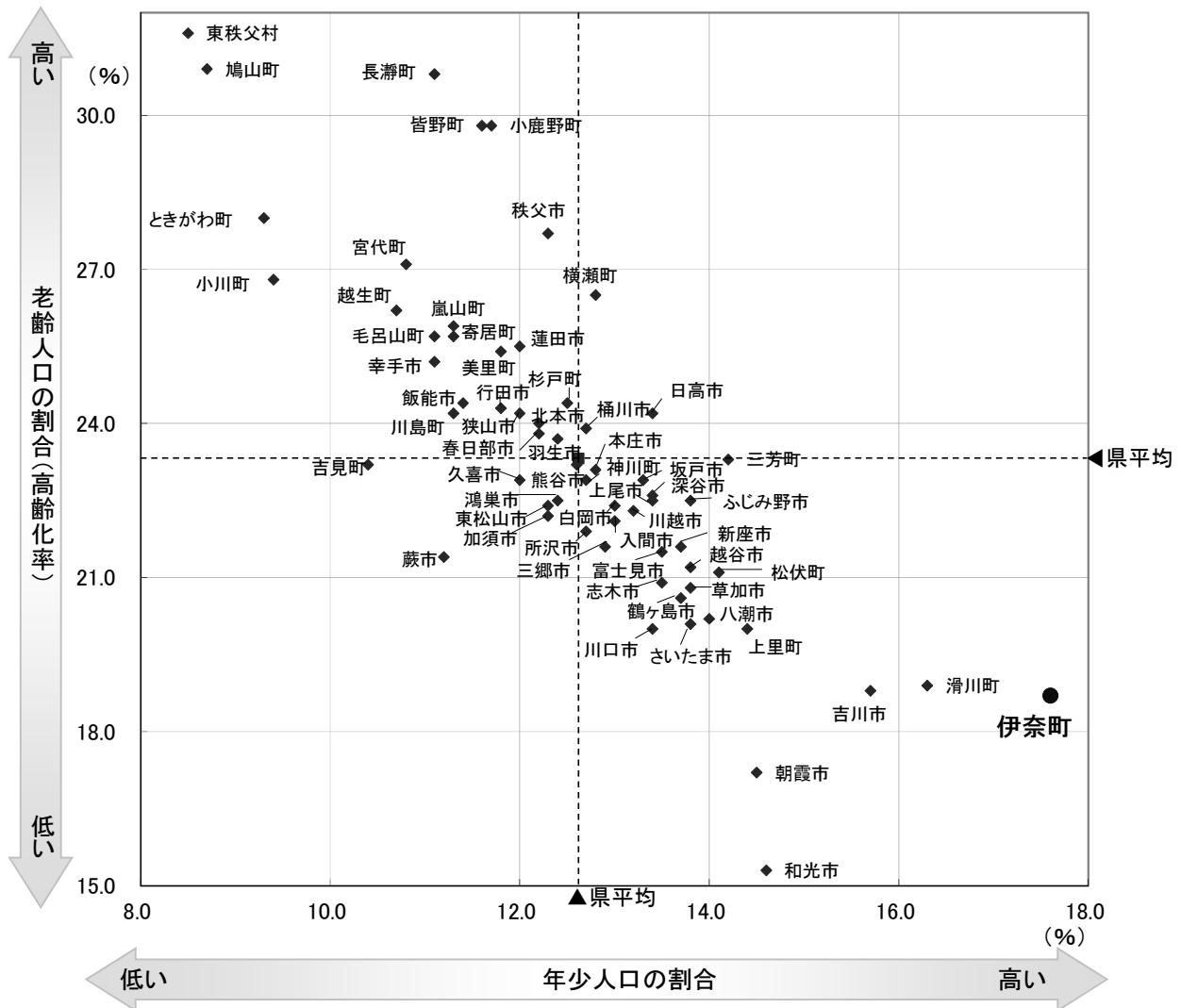


人口3区分の割合の推計をみると、これまで微増傾向であった0～14歳の年少人口が減少に転じ、一方、65歳以上の老齢人口は引き続き増加が見込まれ、平成36年には23.4%となっています。

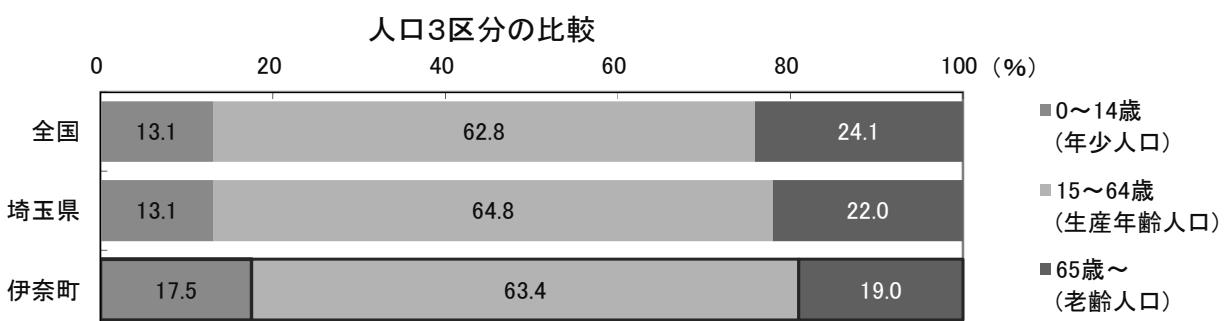


2. 県内比較

埼玉県内で、老齢人口と年少人口の関係を比較すると、現在の伊奈町は最も年少人口が多く、また、高齢化率も3番目に低く、人口構成が特徴的な自治体となっています。

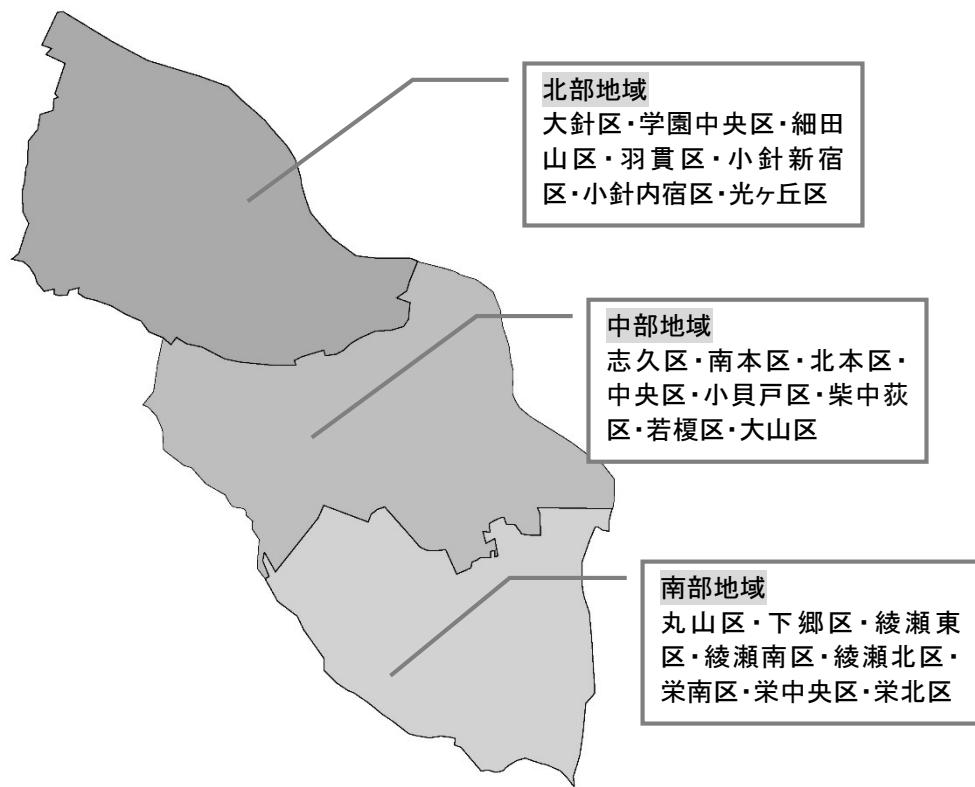


【参考】全国・埼玉県との比較

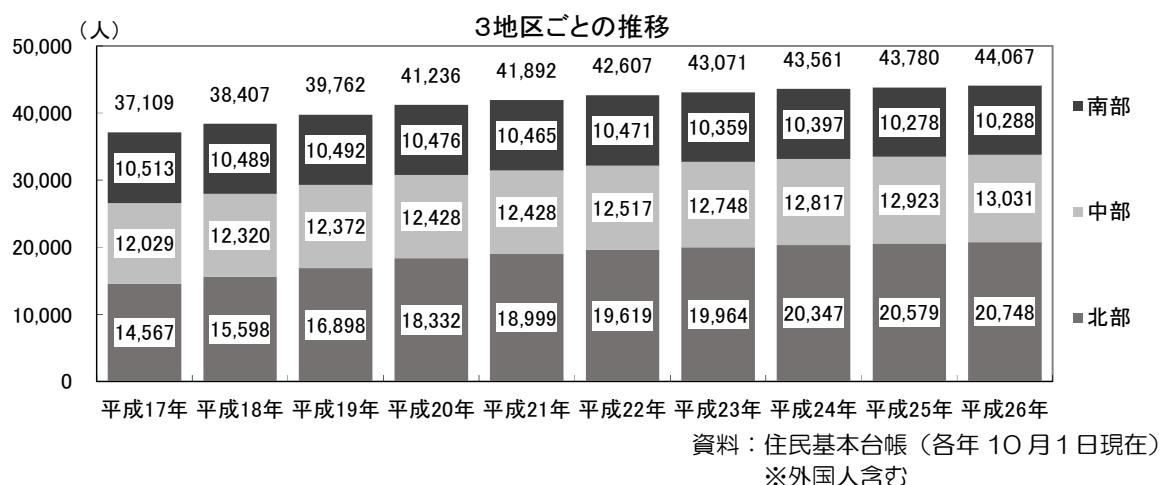


3. 地区ごとの人口

北部・中部・南部の3地区に分けると、以下のようになります。

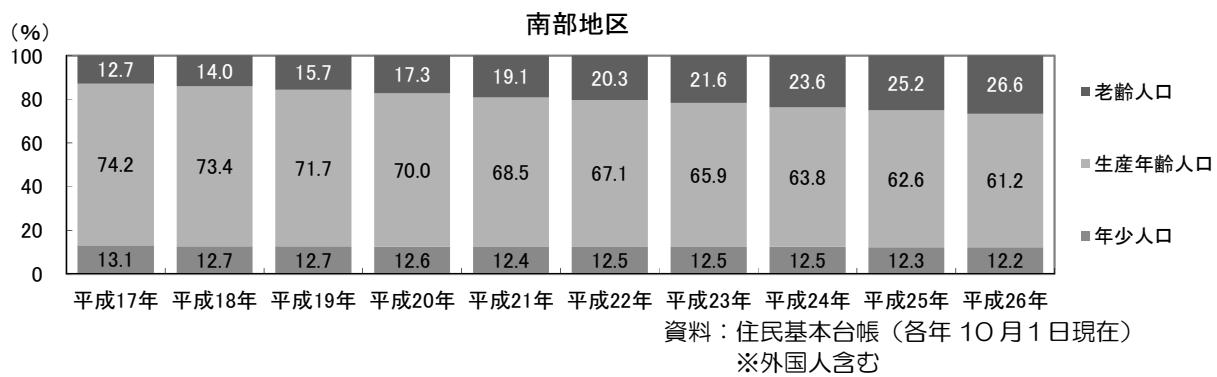
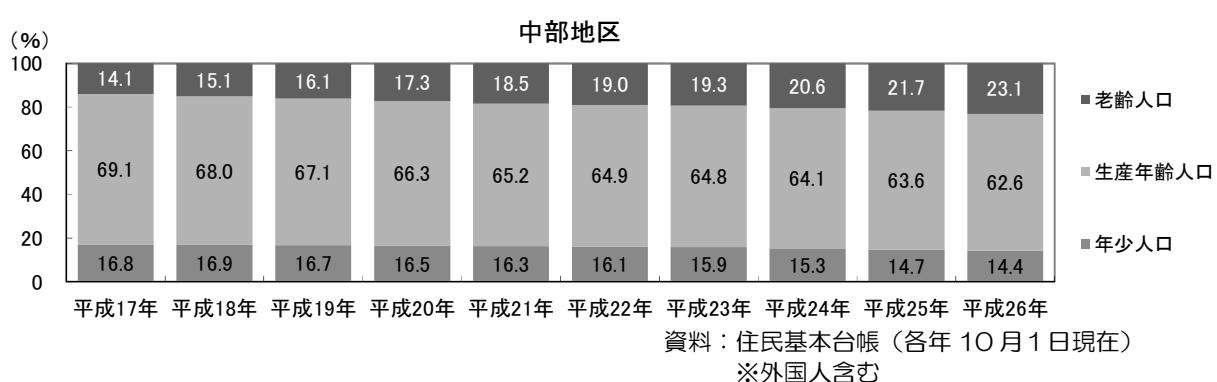
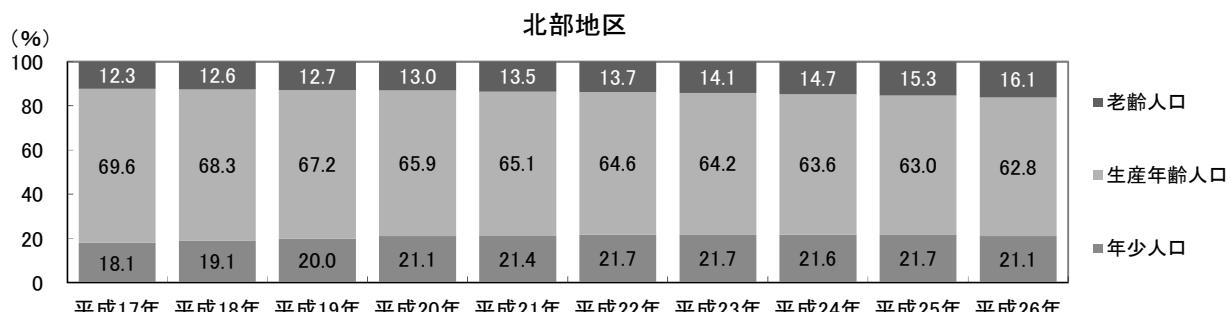


3地区ごとの人口の推移をみると、この10年間で、北部では約1.4倍の増、中部で約1.1倍の増、南部でほぼ同程度となっています。



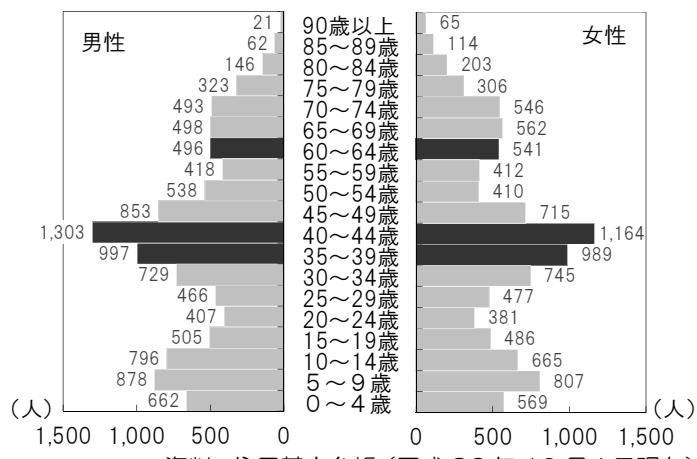
人口3区分別の人口の割合を、3地区別にみていくと、近年土地区画整理事業が行われていた北部地区では、平成26年時点で老齢人口の割合が最も低く16.1%、年少人口の割合が最も高く、21.1%となっています。

また、早い時期に宅地開発が行われてきた南部地区では、平成26年時点で老齢人口の割合が最も高く、26.6%となっており、南北に長い伊奈町内で大幅な地域差が出ています。



人口ピラミッドについて3地区別にみていくと、北部地区は35～44歳が突出して多く、一方、南部地区では35～44歳の層より、60～69歳の層が多くなっています。

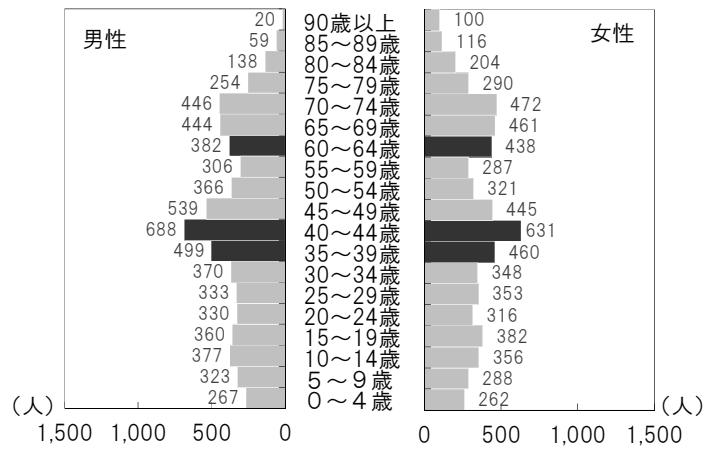
北部地区



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

※外国人含む

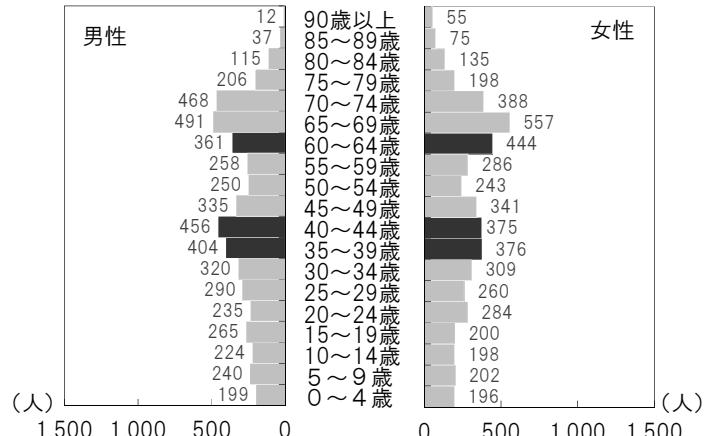
中部地区



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

※外国人含む

南部地区



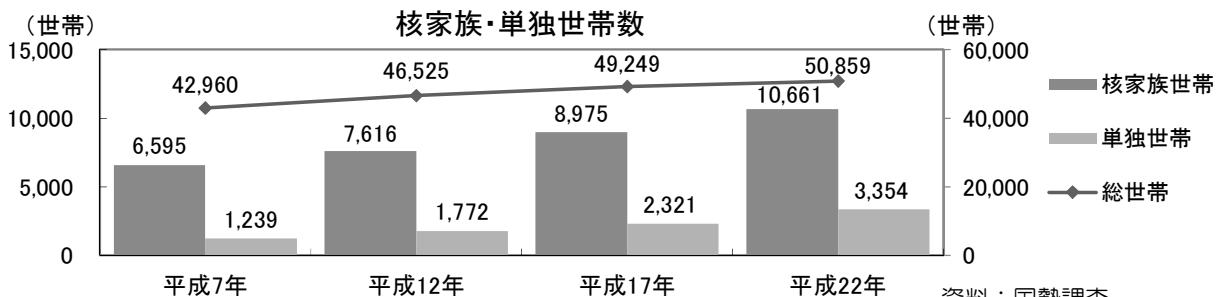
資料：住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

※外国人含む

第2節 暮らしの状況

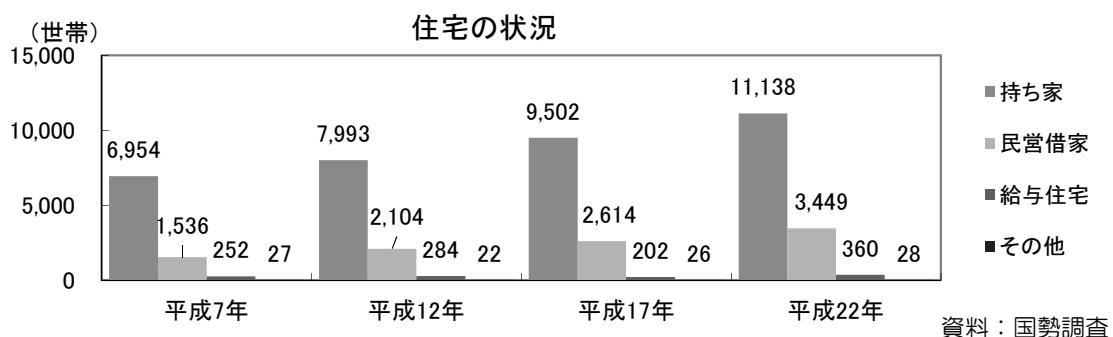
1. 世帯の状況

核家族や単独世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年時点で核家族世帯が 10,661 世帯、単独世帯数が 3,354 世帯となっており、世帯の少人数化が進んでいることがうかがえます。

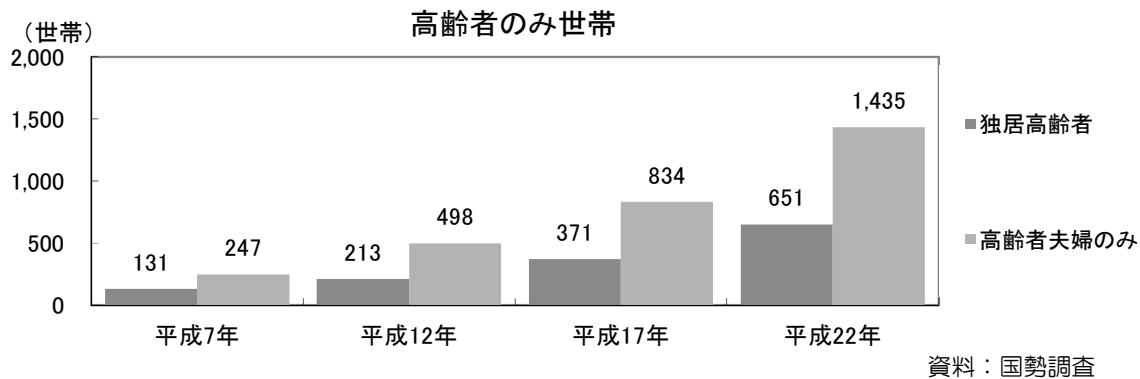


※国勢調査において「核家族世帯」とは、(1)夫婦のみの世帯、(2)夫婦と子供から成る世帯、(3)男親と子供から成る世帯、(4)女親と子供から成る世帯 と定義付けられています。

住宅の状況は特に持ち家が顕著に増加しており、平成 22 年時点で 11,138 世帯となっています。

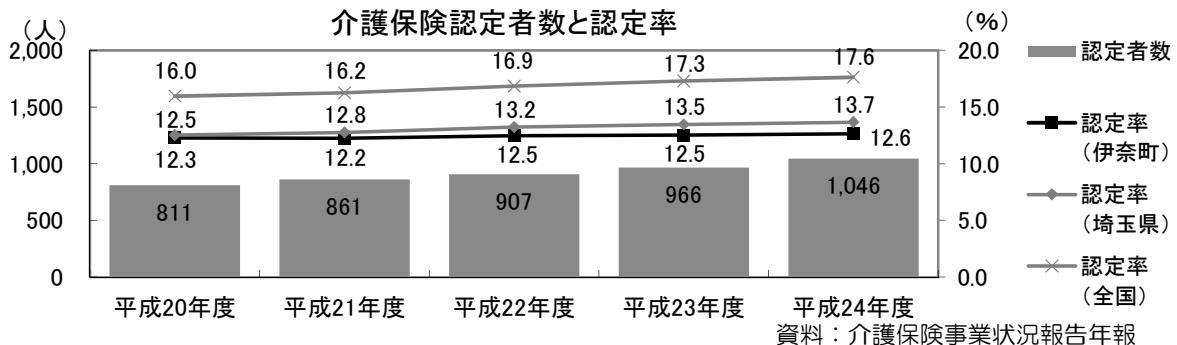


高齢者のみ世帯は近年顕著に増加しており、平成 22 年時点で独居高齢者が 651 世帯、高齢者夫婦のみが 1,435 世帯となっています。

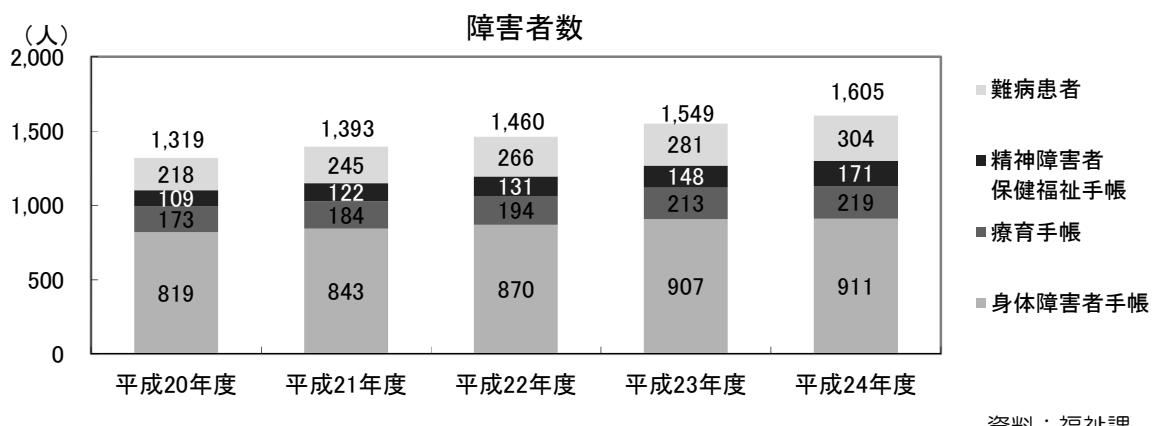


2. 支援を必要とする人の状況

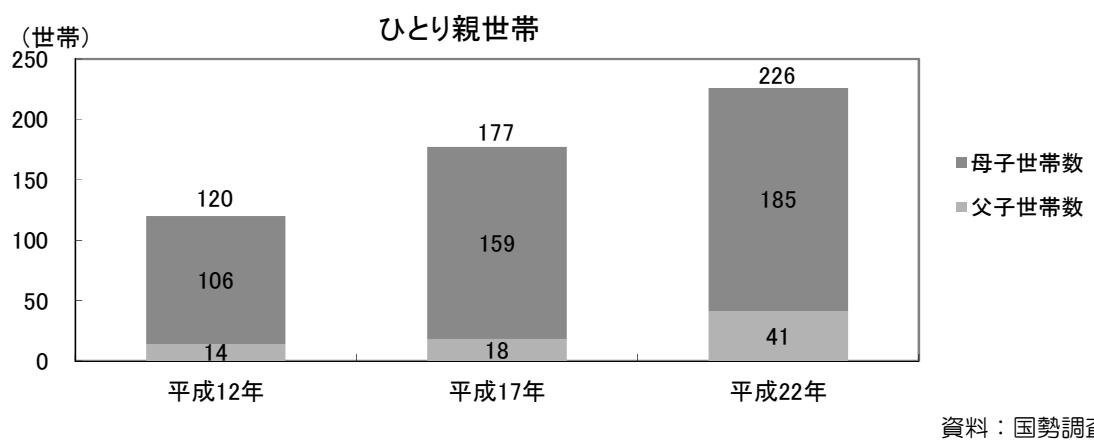
認定率は、全国や埼玉県と比べると低い値で推移していますが、介護保険認定者数は増加傾向にあります。



障害者数は近年増加傾向にあり、平成 24 年度では 1,605 人となっています。



ひとり親世帯は近年増加傾向にあり、平成 22 年時点で、母子世帯が 185 世帯、父子世帯が 41 世帯となっています。



第3節 町民の意識

以下の結果は、平成27年度からはじまる伊奈町総合振興計画の策定に向けたアンケート調査結果の抜粋となります。

調査の概要

- ① 配 布 数：1,500 票
- ② 有効回収数： 836 票
- ③ 回 収 率： 55.7%
- ④ 調 査 期 間：平成24年8月20日～9月28日

※ 図表中の「n」は、回答者数を表しています。

※ 年代や地域が無回答の方がいるため、年代別や地域別の合計が、全体の回答と一致しない場合があります。

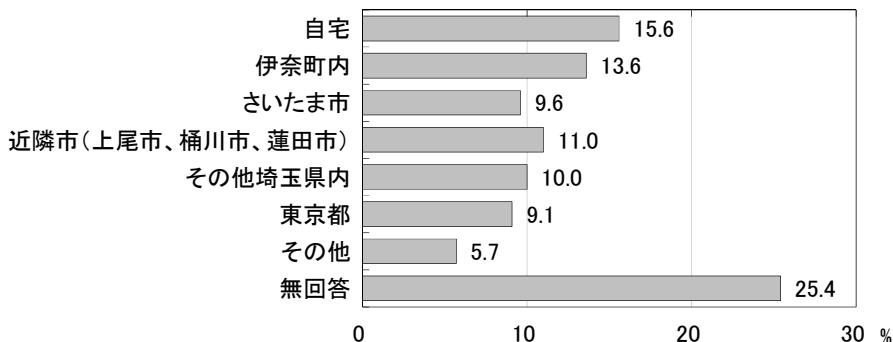
1. 生活状況

通勤先または通学先は、「自宅」が15.6%と最も高く、次いで「伊奈町内」が13.6%、「近隣市（上尾市、桶川市、蓮田市）」が11.0%となっています。

年代別でみると、若い年代では町外に出てる人が多く、平日の日中など日頃地域との関わりが薄いことが予測されます。

通勤先または通学先

問4（単数回答）n=836



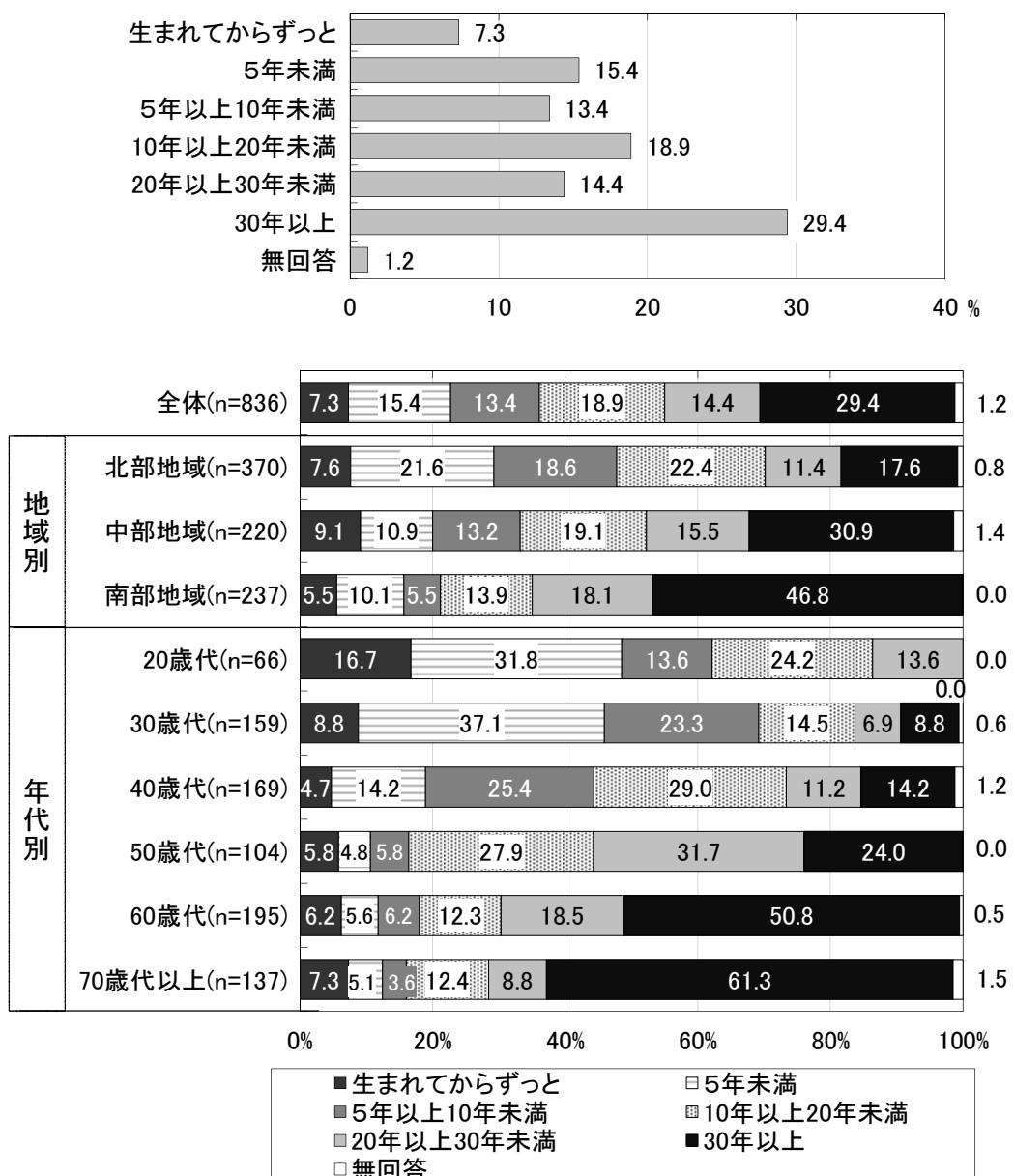
単位: %	自宅	伊奈町内	さいたま市	桶川市 近隣市 上尾市 蓮田市	その他 埼玉県内	東京都	その他	無回答
全体(n=836)	15.6	13.6	9.6	11.0	10.0	9.1	5.7	25.4
20歳代(n=66)	6.1	15.2	13.6	13.6	16.7	21.2	6.1	7.6
30歳代(n=159)	12.6	17.0	15.7	19.5	9.4	9.4	4.4	11.9
40歳代(n=169)	10.7	17.2	12.4	16.0	16.0	11.2	2.4	14.2
50歳代(n=104)	13.5	19.2	9.6	12.5	15.4	8.7	5.8	15.4
60歳代(n=195)	19.0	9.2	7.2	5.1	6.7	8.7	8.2	35.9
70歳代以上(n=137)	27.0	7.3	0.7	0.7	1.5	1.5	8.0	53.3

居住年数は、「30年以上」が29.4%と最も高く、次いで「10年以上20年未満」が18.9%、「5年未満」が15.4%となっています。

地域別でみると、北部地域では「5年未満」が21.6%、南部地域では「30年以上」が46.8%と他の地域に比べて高いなど、地域により特徴が異なります。

年代別でみると、特に20歳代・30歳代の「5年未満」や30歳代・40歳代の「5年以上10年未満」が多く、若い年代を中心に転入者が多いことがうかがえます。

問8(単数回答) n=836

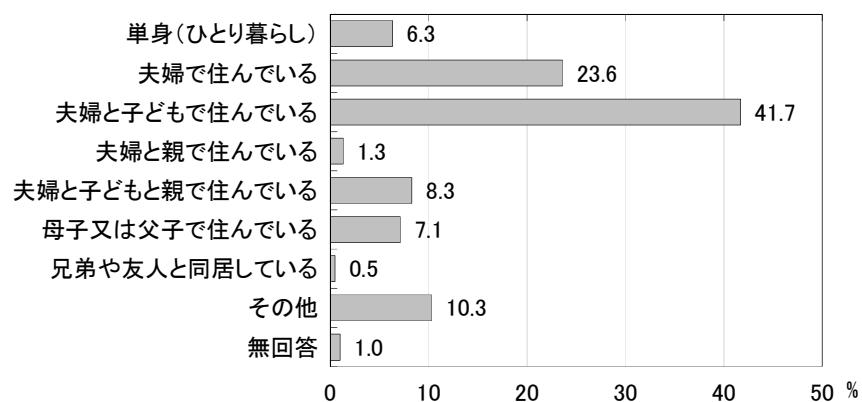


家族構成は、「夫婦と子どもで住んでいる」が41.7%と最も高く、次いで「夫婦で住んでいる」が23.6%、「夫婦と子どもと親で住んでいる」が8.3%となっています。

年代別でみると、30歳代から50歳代では「夫婦と子どもで住んでいる」が最も多く、60歳代以上では「夫婦で住んでいる」が最も多くなっています。また、70歳代以上において「単身（ひとり暮らし）」が6.6%、「夫婦で住んでいる」が43.8%と、高齢者のみの世帯が半数を占めています。

家族構成

問6（単数回答）n=836



単位: %	単身（ひとり暮らし）	夫婦で住んでいる	夫婦と子どもで住んでいる	夫婦と親で住んでいる	夫婦と子どもと親で住んでいる	母子又は父子で住んでいる	兄弟や友人と同居している	その他	無回答
全体(n=836)	6.3	23.6	41.7	1.3	8.3	7.1	0.5	10.3	1.0
20歳代(n=66)	10.6	12.1	22.7	-	-	19.7	-	33.3	1.5
30歳代(n=159)	4.4	7.5	64.2	-	8.8	4.4	-	10.7	-
40歳代(n=169)	7.1	7.1	53.3	0.6	12.4	9.5	-	10.1	-
50歳代(n=104)	4.8	26.9	39.4	3.8	15.4	5.8	-	3.8	-
60歳代(n=195)	6.7	39.5	35.9	2.1	5.1	4.6	1.0	4.6	0.5
70歳代以上(n=137)	6.6	43.8	22.6	1.5	5.8	5.8	0.7	11.7	1.5

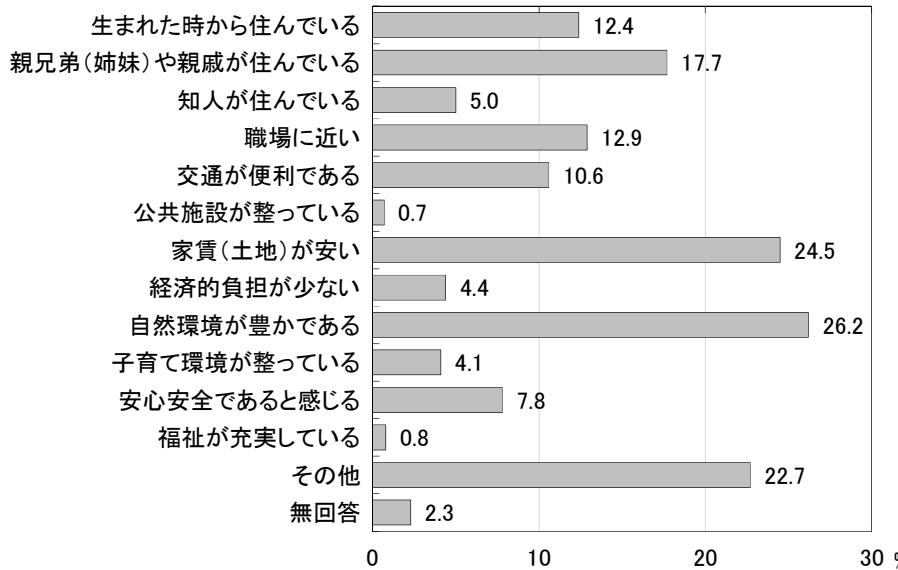
2. 伊奈町に住もうと思った理由

伊奈町に住もうと思った理由は、「自然環境が豊かである」が26.2%と最も高く、次いで「家賃（土地）が安い」が24.5%、「親兄弟（姉妹）や親戚が住んでいる」が17.7%となっています。

年代別でみると、20歳代では「生まれた時から住んでいる」が、30歳代、40歳代では「家賃（土地）が安い」が、50歳代以上では「自然環境が豊かである」が最も高くなっています。

伊奈町に住もうと思った理由

問10(複数回答) n=836



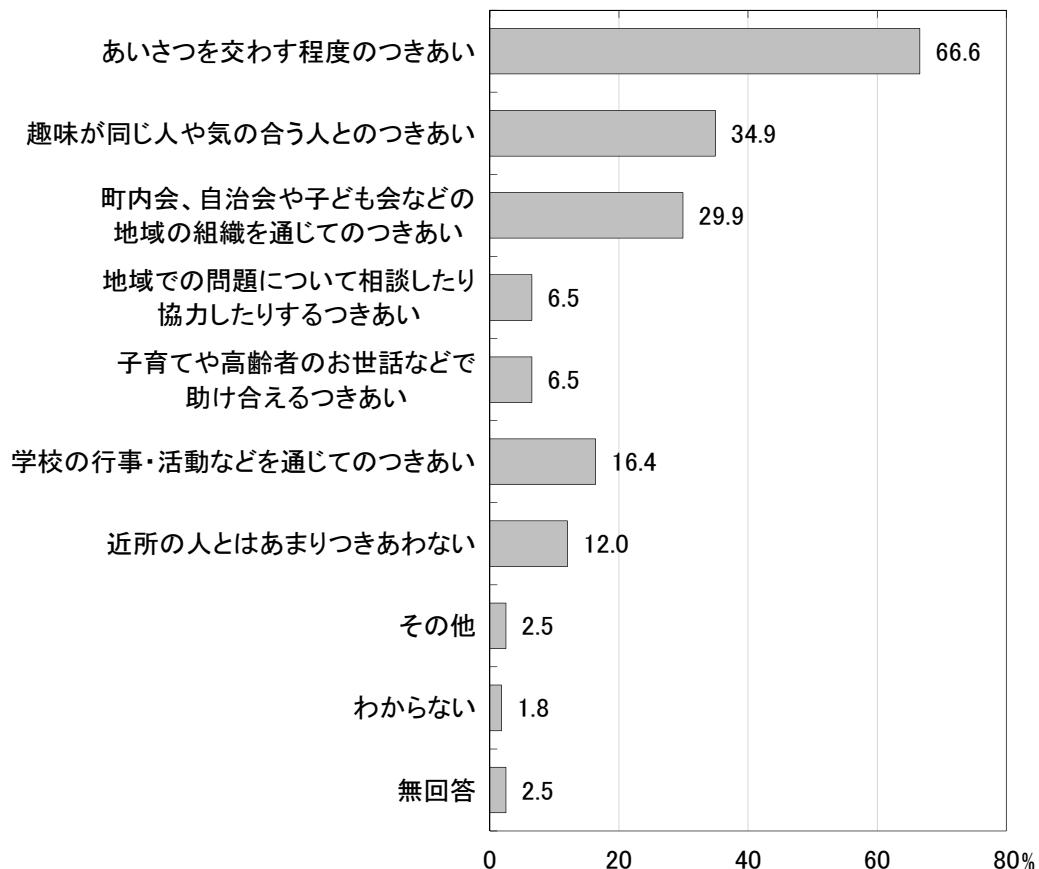
単位:%	生まれた時から住んでいる	住んぐる親兄弟（姉妹）や親戚がいる	知人が住んでいる	職場に近い	交通が便利である	公共施設が整っている	家賃（土地）が安い	経済的負担が少ない	自然環境が豊かである	子育て環境が整っている	安心安全であると感じる	福祉が充実している	その他	無回答
全体(n=836)	12.4	17.7	5.0	12.9	10.6	0.7	24.5	4.4	26.2	4.1	7.8	0.8	22.7	2.3
20歳代(n=66)	24.2	22.7	4.5	12.1	4.5	1.5	18.2	4.5	7.6	3.0	4.5	-	21.2	1.5
30歳代(n=159)	16.4	18.2	2.5	22.0	6.9	-	32.7	5.0	27.7	8.8	12.6	-	19.5	1.9
40歳代(n=169)	10.7	21.3	5.3	13.0	11.8	1.2	27.8	3.0	26.0	4.7	4.7	0.6	25.4	-
50歳代(n=104)	9.6	20.2	1.9	13.5	15.4	-	21.2	1.0	27.9	1.9	1.9	1.0	24.0	1.0
60歳代(n=195)	9.2	16.9	6.7	10.3	10.8	-	19.5	5.1	31.8	2.6	7.2	0.5	22.6	4.1
70歳代以上(n=137)	11.7	10.2	7.3	5.8	13.1	2.2	23.4	7.3	25.5	2.2	13.1	2.9	24.1	1.5

3. 近所づきあい

地域でのつきあいの程度については、「あいさつを交わす程度のつきあい」が 66.6%と最も高く、次いで「趣味が同じ人や気の合う人とのつきあい」が 34.9%、「町内会、自治会や子ども会などの地域の組織を通じてのつきあい」が 29.9%となっています。

現在の地域でのおつきあい

問20 (複数回答) n=836



年代別でみると、男女ともに「あいさつを交わす程度のつきあい」が最も高くなっています。また、「趣味が同じ人や気の合う人とのつきあい」と「学校の行事・活動などを通じてのつきあい」で女性が男性を10ポイント以上上回っています。

年代別でみると、すべての年代で「あいさつを交わす程度のつきあい」が最も高くなっています。また、「趣味が同じ人や気の合う人とのつきあい」と「町内会、自治会や子ども会などの地域の組織を通じてのつきあい」では、年代が上がるにつれて割合も高くなっています。さらに、「学校の行事・活動などを通じてのつきあい」では、30歳代と40歳代で他の年代に比べて高くなっています。

地域別でみると、すべての地域で「あいさつを交わす程度のつきあい」が最も高くなっています。また、「町内会、自治会や子ども会などの地域の組織を通じてのつきあい」では、南部地域で他の地域に比べて割合が高くなっています。

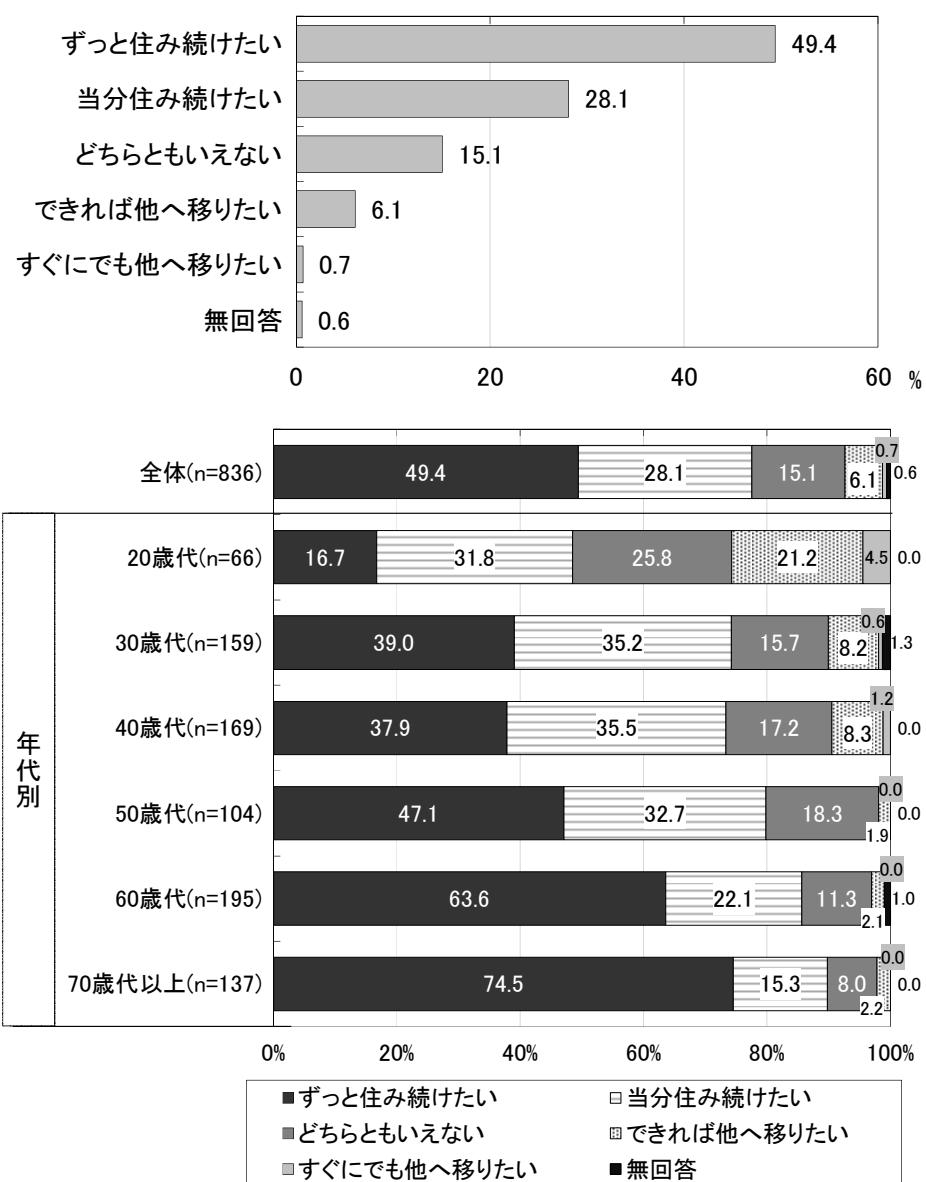
単位: %	あいさつを交わす程度のつきあい	つきあい同じ人や気の合う人との	趣味が同じ人や気の合う人との	地域内会、自治会や子ども会などの	協力したり問題につきあい相談したり	地域でたり問題につきあい相談したり	助け合える高齢者のお世話などで	子育てや高齢者のお世話などで	学校の行事・活動などを通じてのつ	きあいお世話などを通じてのつ	近所の人とはあまりつきあわない	その他	わからない	無回答
全体(n=836)	66.6	34.9	29.9	6.5	6.5	16.4	12.0	2.5	1.8	2.5				
男性(n=374)	67.4	29.4	33.2	8.3	4.5	10.2	13.1	2.1	2.7	2.4				
女性(n=452)	66.2	39.4	27.7	4.9	8.2	21.9	11.1	2.7	0.9	2.4				
20歳代(n=66)	65.2	16.7	10.6	1.5	3.0	10.6	33.3	-	1.5	1.5				
30歳代(n=159)	72.3	27.0	23.9	3.8	8.8	30.8	7.5	3.1	2.5	0.6				
40歳代(n=169)	69.2	25.4	28.4	4.7	7.7	36.7	11.2	1.2	0.6	0.6				
50歳代(n=104)	69.2	35.6	27.9	4.8	4.8	7.7	10.6	1.0	1.9	1.0				
60歳代(n=195)	66.2	43.1	38.5	8.7	5.1	3.6	9.7	4.1	2.1	4.1				
70歳代以上(n=137)	55.5	51.8	38.0	12.4	7.3	2.9	12.4	3.6	1.5	5.8				
北部地域(n=370)	69.7	32.4	24.9	5.9	8.1	19.2	11.4	1.6	1.4	2.2				
中部地域(n=220)	66.8	34.5	26.8	6.8	5.9	16.8	10.9	3.2	2.3	2.7				
南部地域(n=237)	61.2	38.8	40.9	7.2	4.6	12.2	13.9	3.4	1.7	2.5				

4. 今後の居住意向

今後も伊奈町に住み続けたいかは、「ずっと住み続けたい」が49.4%、「当分住み続けたい」が28.1%で、合わせると『住み続けたい』は77.5%となっています。

年代別でみると、「ずっと住み続けたい」と「当分住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』は、年代が上がるにつれて高くなっています。70歳代以上では89.8%となっています。また、「できれば他へ移りたい」と「すぐにでも他へ移りたい」を合わせた『移りたい』は20歳代で25.7%と他の年代に比べて高くなっています。

問12(単数回答) n=836





第3章 今後目指す方向性

第1節 基本理念

伊奈町はこれまで、良好な交通環境や住宅環境の整備等に伴い人口が増加するなど、発展を続けてきました。一方で、家族や地域の状況が変化する中、隣近所のつながりが薄れ、地域で支え合う力が弱くなっている傾向にあります。

今後、人口増加は落ち着きを見せ、少子高齢化が進むことが予測される中、地域に愛着を持ち、住民同士がつながり、互いに支え合うことができる地域づくりを行うことが重要となっています。

また、総合振興計画の中では、子どもから高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりを目指して、「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」を将来像として掲げています。地域福祉の分野については、同計画、施策の大綱2「健康で心安らぐまちに暮らす」の「ともに支え合う地域福祉の充実」の中で、地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを進めていくという方向性が位置付けられています。

以上のことから、本計画の基本理念を、下記の通り定め、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

基本理念

すべての住民がつながり、支え合う、



安心して暮らせる伊奈町



第2節 基本方針

1. コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

町民に対する地域福祉に関する啓発や交流機会の創出、地域住民・ボランティア団体等の社会福祉活動への支援、人材の育成などにより、コミュニケーションが豊富で、助け合える地域づくりを行います。

2. 支援を必要とする方の支援体制づくり

避難行動要支援者や、社会的孤立状態にある人、生活困窮者など、支援を必要とする人を把握する体制と、普段の見守りなどを支援する体制づくりを行います。

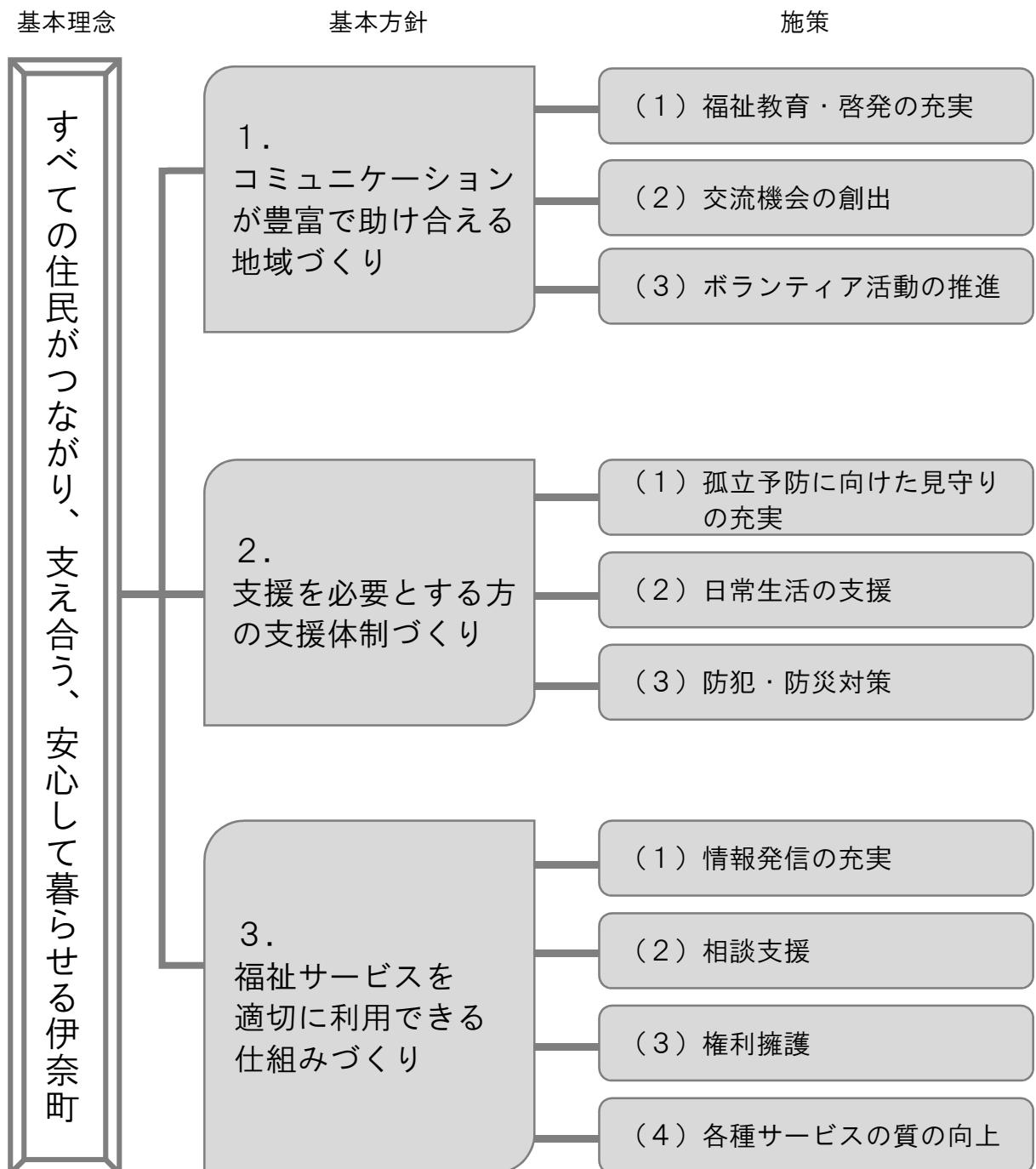
3. 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

相談支援や権利擁護、様々な分野や機関と連携したサービスの充実など、福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくりを行います。

■伊奈町の基本方針と、国の法律・通知との関係性

1. コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり
：社会福祉法第107条3「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」
2. 支援を必要とする方の把握と支援体制づくり
：平成19年通知「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
平成24年通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」
平成26年通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」
3. 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり
：社会福祉法第107条1「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」
社会福祉法第107条2「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」

第3節 施策の体系





第4章 施策の展開

第1節 コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

1. 福祉教育・啓発の充実

現状と課題

子どもから大人まですべての住民が、一人ひとりを尊重する人権尊重の視点や人を思いやる心、助け合いや支え合いの意識を持つことは、地域福祉を進めるうえで不可欠であり、基本でもあります。

しかし、社会の変化や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中、地域社会での交流が少なくなってきており、人と人との心のふれあいを通した福祉の心を育むことが難しくなっている状況があります。

伊奈町においては、核家族や単独世帯が増加しているほか、地域によっては土地区画整理事業が行われ転入者が多くなっています。これらの状況を背景として、町民会議の中では、隣近所の人とのつながりが薄くなり、あいさつもないような状況であることや、転入者など周囲との関わりを持たない人が多くなっているといった状況が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- 人とのつながりが薄く、あいさつさえも拒否されることがある。人間同士の信頼関係をつくる必要がある
- 隣近所の助け合いがなくなった
- 近所の人とも自然にあいさつできる関係が築けていない
- アパートや新しい住宅が増えている。若い人は家族単位で行動するようになっていて周囲との関わりが少なくなっている
- 現役が終わってから地域生活に入ろうと思っても、入っていく勇気が出ない
- 地域のことを考える機会が少ない
- 障害をお持ちの方やその家族の理解が必要

目指す地域の姿

地域の中で助け合い・支え合う地域福祉の心を、みんなで育てる地域を目指します。

取り組み

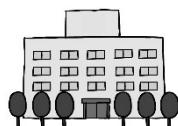
町民や地域の取り組み



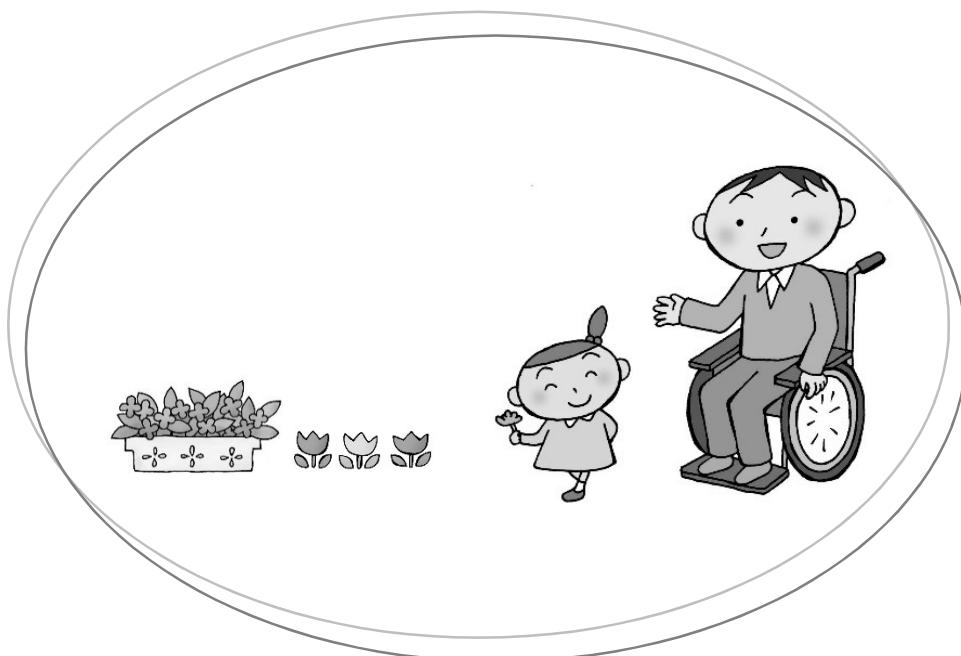
- 各種講演会や講習会に参加する
- 積極的にあいさつをする
- 地域の人とたくさん話し、コミュニケーションを取ってい

<

町の取り組み



- 人権意識の向上や福祉教育・学習機会を提供する
- 広報紙やホームページを活用した、地域福祉の考え方について啓発する



2. 交流機会の創出

現状と課題

すべての住民が地域福祉推進の担い手となることが重要であり、地域の福祉活動が継続的に行われるためには、地域住民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換等の交流ができる活動拠点が必要となっています。

しかし、地域には公民館や地区集会施設などの公共施設、民間施設、使われないままになっている空き家などがあり、その有効活用が必要となっています。また、ハード面だけでなく、その場所を利用しやすくする工夫や、これまで地域と関わる機会の持てなかった人でも気軽に集えるような交流機会を定期的に設けるなど、ソフト面での充実も強化していくことが重要です。

町民会議においては、近所づきあいや集まる機会がなく地域内のコミュニケーションがとりづらいという状況や、子どもから高齢者まで世代を越えて関わる場や、気軽に人が集まる場がないという状況が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・ 地域内のコミュニケーションがない
- ・ 隣近所のつきあいや集まりが少ない
- ・ 色々な世代の人が関わりを持てる場がない（子どもからお年寄りまで）
- ・ 町内会に参加する人が減り、周りと会う機会が少なくなった
- ・ 自治会、子ども会、老人会等の組織を脱会する人が増えている
- ・ 高齢者の居場所づくりが必要
- ・ ふらっと、気軽に人が集まることができる場所がない
- ・ 地域内（町内）の空き家を利用した居場所の確保が必要

目指す地域の姿

赤ちゃんから高齢者までみんなが集い、交流し、コミュニケーションが盛んな地域を目指します。

取り組み

町民や地域の取り組み

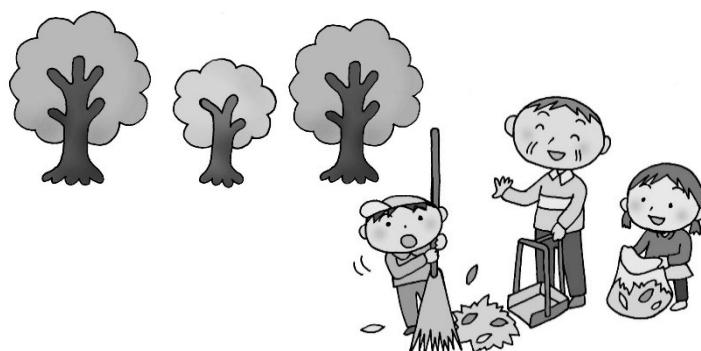


- 地域の友人を誘いあって地域の集まりに参加する
- 地域でのイベント（行事）に参加しやすいよう工夫する
- 地域で高齢者と子ども会交流を進める
- サロンのような居場所を地域の中でつくる
- 各活動の趣旨に応じ、料理や体操など趣味の活動から地域交流へつなげる

町の取り組み



- 町内の各施設について、使いやすいような環境を整え、地域コミュニティの交流を促進する
- 地域の行事やイベントなどの交流機会を周知する



3. ボランティア活動の推進

現状と課題

地方分権の流れの中で、福祉活動をはじめとしたまちづくりへの住民の参画は必要不可欠なものとなっており、活動へ意欲を持った人材を発掘・育成とともに、ボランティアやNPOなどの各種団体活動へつなげていくことが重要となっています。

また、町内には各種ボランティア等の団体がありますが、ボランティア活動を引っ張っていくリーダーの育成や、各団体同士が連携しやすい環境づくりなどにより、ボランティア活動をより活性化することが必要となっています。

町民会議においては、ボランティアをやりたくても最初の一歩を踏み出すことが難しいという意見や、ボランティア団体のリーダー育成の必要性、団体同士の連携が必要であるという意見が挙げられています。また、定年退職した人の参加を促すとともに、現役世代の人にも参加をしてもらいたいといった意見が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・ボランティアをやってみたいがどのようなことをやるか不安で応募できない
- ・社会福祉協議会でボランティア募集はあるが、やりますと一歩踏み出せない
- ・ボランティアに対する理解度が低すぎる
- ・リーダーになるような方の勉強会のような場、育てる指導も必要では
- ・活動団体の数や種類が少ない、また、団体同士が連携されていない
- ・ボランティアに助けられたら当たり前と思わず感謝の気持ちを持って、自分は何ができるだろうと助け合いに双方的な関係を持つことが大事
- ・定年退職した人や現役の人々（会社員や学生）にも地域活動に参加してもらいたい

目指す地域の姿

日頃の身近な“近助”での助け合いや、個人や団体のボランティア活動が盛んな地域を目指します。

※ “近助”とは、“近所”という言葉と“助ける”という言葉を掛け合わせ、向こう三軒両隣の近い者同士が助け合うという造語で、公的な言葉ではありませんが近年少しずつ広がっている言葉です。

取り組み

町民や地域の取り組み



- 趣味を活かすなど、身近なことからボランティアに取り組んでみる
- 小中学生の頃からボランティア活動に参加する
- ボランティア活動団体へ参加する
- ボランティア活動への参加を呼び掛ける
- ボランティア活動団体は、他の団体の方々とも交流の機会を持つ

町の取り組み



- 町民のボランティア活動への参加を促進する
- ボランティアなど住民の自主的な活動に対する補助等を支援する
- 地域福祉の推進の中心を担う社会福祉協議会への支援を行う

第2節 支援を必要とする方の支援体制づくり

1. 孤立予防に向けた見守りの充実

現状と課題

近年、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者虐待、児童虐待等の事件のほか、厳しい社会経済状況の下、生活に困窮する家庭の増加が社会的な問題となっています。このような問題は事件になってから表面化することが多く、公的なサービスだけでは十分に把握しきれない福祉課題に対して、地域での対応が求められるようになってきています。

しかし、個人の価値観の多様化やプライバシー保護などの社会情勢により、「向こう三軒両隣」の意識が薄れつつあり、支援を必要とする人が分からずの状況も生じており、町と町民が協働し、支援を必要とする方を把握し、隣近所同士での声かけや見守りを進めていくことが必要です。

伊奈町においても単独世帯やひとり暮らしの高齢者、生活保護世帯数は増加しており、見守りや支援が必要な方が潜在的に増えていることが予測されます。また、町民会議においては、地域の中で孤立している人がいるようだという状況が指摘される一方で、家に引きこもっている方・孤立している方の把握が難しいという意見が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・孤独感、孤立感を抱えている人が多い
- ・自分の殻に閉じこもりがちな高齢者がいらっしゃる
- ・単身孤立している人の把握が難しい。しかし、ひとり暮らしをされても子どもなどの身内との連絡が密にされている場合もある
- ・問題のある高齢者ほど引きこもっているので分かりづらい
- ・外に出ない人たちへの関わりはチーム（ネットワーク）をつくって対応が必要
- ・高齢の障害者本人の意向よりも家族の判断でサービスを受けることもなく孤立している方もいるのでは
- ・水道やガス、電気を止められている人の情報は行政に届いているのか

目指す地域の姿

引きこもり、孤立した家庭がないように、さりげない見守りがしっかり行われている地域を目指します。

取り組み

町民や地域の取り組み

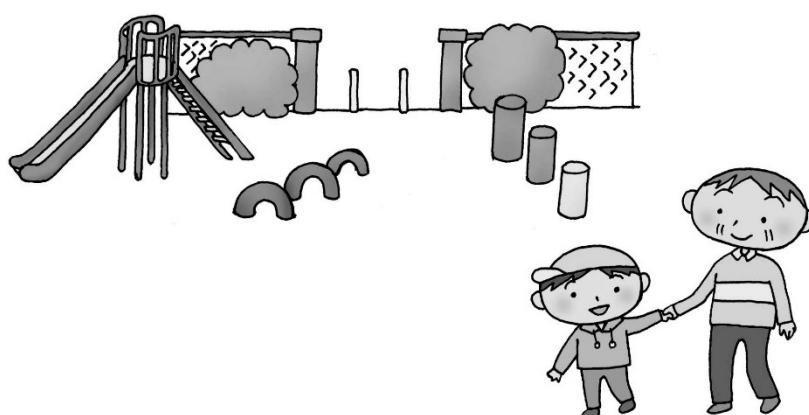


- 近所の人へ、日頃のあいさつや声かけをする
- 回覧板を回す際などに交わす日常のあいさつや会話の中で、さりげない見守りをする
- 個人や地域のグループで、支援を必要とする方に気付いたら、声かけ・見守りをする
- 生活に困っている人に気付いたら、町への相談を促す

町の取り組み



- 身近な相談相手として地域で活動する民生委員・児童委員の活動を支援する
- 生活に困窮する人が安心して生活できるような相談を実施する



2. 日常生活の支援

現状と課題

高齢化が進む中、買い物や通院など交通の便が悪く困っている人や、ゴミ出しが大変な人など、日常生活上の不便さを感じる人が増えてきており、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができるようなサービスや支援が必要となっています。

また、これらの日常生活における支援は、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会や福祉関係団体、ボランティア団体等が実施している様々な助け合いの活動を活性化し、地域全体で自立を支えるための事業を育成する基盤づくりを進めていく必要があります。

伊奈町においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯は多くなっており、また、居住場所によっては車がないと移動が不便なところもあります。また、町民会議においては、ひとり暮らしの高齢者の方などで、買い物やゴミ出しが大変な人がいるという状況が報告されている一方、ご本人が困っていることを表現してくれないと、誰が、何に困っているかが分からぬという意見が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・高齢者等で、買い物やゴミ出しが大変な人がいる
- ・医療が必要ある方へ対しての通院支援・環境づくりが必要
- ・助けてといえる雰囲気がない
- ・ひとり住まいでの外出ができず、食事等は週2回位子どもが持ってきているようだがごみが出せず、室内がゴミだらけになってしまっているお宅があり、そういう方への支援が必要
- ・ひとり暮らしの方はその人が困っていることを表現してくれないと何が困っているか分からぬ
- ・介護サービスを利用している人は情報が出てくるがサービスを利用していない人の情報の把握が難しい

目指す地域の姿

誰もが、買い物、通院、ゴミ出しなどの日常生活を、安心して不便なく送れる地域を目指します。

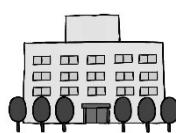
取り組み

町民や地域の取り組み

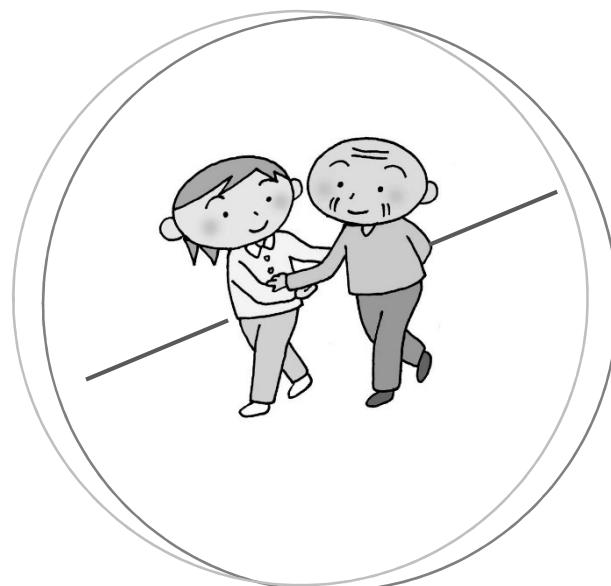


- 近所の人へ、日頃のあいさつや声かけをする
- 日常のコミュニケーションを深め、会話の中から、どのようなことに困っているのかを知り、活動できるようにする
- 地域の中で助け合い部会を立ち上げるなど、買い物、通院、ゴミ出し等の手助けを地域の中でできるよう検討する

町の取り組み



- 通院などの移動が不便な方への支援や町内循環バスの運行など町内移動の利便性を向上する
- 福祉サービスの一環として、ゴミのふれあい個別収集を実施する



3. 防犯・防災対策

現状と課題

子どもや女性などを狙った不審者による声かけやひったくりなどの犯罪、高齢者や障害者を狙った振り込め詐欺、悪質商法などの消費者被害に対して、地域における防犯力向上が必要となっています。

また、近年、台風・地震等による災害などを契機として、あらためて地域のあり方が問われており、特に、介護を必要とする高齢者や障害のある人など、避難に支援を要する人の所在をどのように把握するのか、また、緊急時の救援活動をどうするのかなどが課題となっています。

伊奈町においても、介護保険認定者や障害者数など、災害時に支援が必要となる方は増加傾向にあります。また、町民会議においては、犯罪や悪質商法が増えているという状況や、ひと気がない夜道がこわいという意見が挙げられているほか、災害時に備えて、支援が必要な人を地域で共有することのむずかしさなどが挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・犯罪が多くなっているため、簡単に注意や声かけができない
- ・悪質商法等の被害が目立つ
- ・ひと気のない夜道が暗くてこわい
- ・空き家が増えてぼろぼろの家の地震での崩壊や火災が心配
- ・災害時には移動に困るお年寄りや障害者はいると思う。災害時に困る人は普段から困っている人
- ・災害時に支援が必要な方のリストは、区や民生委員では分かっているが、隣近所に住む普通の町民は知らない
- ・地域差もある。災害時要支援に向けて民生委員と区と顔合わせしている区もあるし、自主防災組織もあるところとそこまでいっていない地域もある

目指す地域の姿

防犯パトロールや避難支援が必要となる方への見守りを行い、犯罪や災害に強い地域を目指します。

取り組み

町民や地域の取り組み

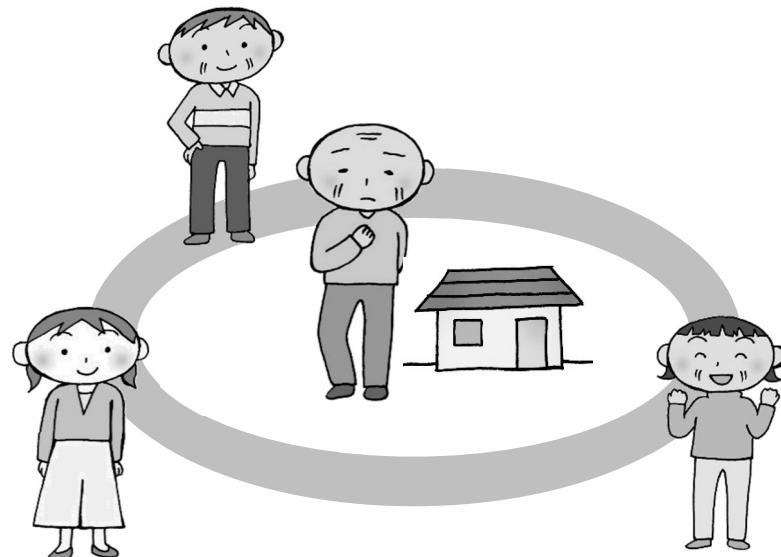


- パトロールなど地域の見守りボランティアに参加する
- プライバシーに配慮しながら、地域の中で災害時に支援を必要とする人を、支援者が分かるようにする
- 地域の中で避難訓練を行い、災害に備える

町の取り組み



- 防犯灯の設置や、自主防犯組織・町民に対して防犯に関する情報発信や指導、啓発を実施する
- 消費生活相談窓口や消費生活セミナーを充実する
- 自主防災組織の活動を支援する



第3節 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

1. 情報発信の充実

現状と課題

利用者自身が福祉サービスを選択し、決定する時代へと移り変わり、サービスの種類や提供者が多様化している中、自分に最も適したサービスを選択するための効果的な情報提供体制が求められています。

また、参画と協働によるまちづくりを進めていくうえでは、町民、福祉団体、事業者、行政間での情報の共有が必要であり、町内で実施されている活動の情報を収集し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行なうことが求められています。

町民会議では、サービスや地域の活動団体についての情報が見えず、必要な人に行き届いていないという状況や、団体で活動をしている側としても、どのように発信していけば良いかが分からないという意見が挙げられています。また、世代によって情報の入手状況が違うという指摘や、興味を持ってもらえるような情報発信の工夫が必要という意見が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・情報がどこにどのように載っているのか分からない
- ・福祉情報が行き届いていない。必要な人に情報が届くようにすることが大事
- ・各種地域の活動団体等の情報が見えない(老人会、子ども会、サークル、ボランティア、NPO、社協)
- ・各団体の活動内容の発信がバラバラである
- ・自分たちの活動について、どこにどのように発信したら良いか分からない
- ・世代によって情報の入手方法が違う
- ・興味を持ってもらう工夫が必要 (PR の仕方)
- ・広報紙を多くの人に読んでもらえるように読みやすくする

目指す地域の姿

地域団体・ボランティアなどの活動や、福祉サービスなどの情報が行き届いた地域を目指します。

取り組み

町民や地域の取り組み



- 地域の人とたくさん話し、コミュニケーションを取ってい<
- 口コミで近くの地域の団体や自治会、子ども会、PTA、老人会、ボランティア活動を伝える
- グループの活動や催し物等の活動状況を、情報誌、広報、回覧板、ホームページ等の色々な方法で発信する

町の取り組み



- 各種サービスや町民の活動等について、情報を発信する
- 広報紙や町ホームページを分かりやすく必要な情報を届けられるよう充実する



2. 相談支援

現状と課題

地域における様々な課題、問題を早期に発見し、深刻な事態になる前に適切に対応するためには、相談体制の充実が必要です。また、近年では、利用者自身にも福祉サービスを選択することが求められていることから、相談の果たす役割はより一層大きなものとなっています。

そのため、そこに行けば相談できる、内容によっては専門的な機関へとつないでくれるような窓口を設ける必要があります。また、地域において孤立するなど、相談しにくい課題を抱えている人に対して、相談を受ける側が出向いて相談や見守り、声かけなどを行うことも必要となっています。

町民会議では、活動をしているうえでの不安や、地域生活を送るうえでの悩みや問題について挙げられています。また、地域の中で気軽に相談できる人がいないという声や、近所の人と話しやすい地域であれば困りごとの相談もしやすいのではないかという指摘が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ボランティアや地域の活動を継続していくうえで不安が多い
- 仕事の悩み、ご近所問題、地域参加の問題、家族問題などの相談先がほしい
- 気軽に相談できる人はいるが、地域の周りの人は少ないと思う
- 近所の方同士が話しやすい地域であれば、困ったことの相談ができるのではないか
- 高齢者が何でも相談できるよう地域で考え、そういう場を作ることが必要
- 日常的に支援に関わっている組織、団体の間に急に個人が入り込むことは困難

目指す地域の姿

困りごとを抱えてしまう方がいないよう、気軽に相談ができたり、相談機関の情報を共有できている地域を目指します。

取り組み

町民や地域の取り組み



- 身近な地域で何でも相談できる体制を作る
- 悩みを抱える人がいたら、町の相談機関や民生委員が聞き役となる「心配ごと相談」などの情報を伝える
- 地域の様々なつながりの中で、話していく異変を感じたら、関係機関へつなげる

町の取り組み



- 介護が必要な高齢者や障害者、及びその家族の相談体制を充実する



3. 権利擁護

現状と課題

利用者が主体的に福祉サービスを利用していくためには、一人の人間として権利が保障される利用者の意向に沿った体制を整備していくことが求められています。

また、日常生活上の支援が必要と判断された場合に、適切に福祉サービスを受けられるための仕組みが必要です。

町民会議では、高齢の障害者本人の意向よりも家族の判断でサービスを受けていない人がいるのではないかという指摘や、本人が困っていてもサービスを受けようとしない人がいるという指摘が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・判断能力の低下した方が地域の協力を得ながら生活するには、家族が地域とどのように関わっているのかが大きく左右するのでは
- ・高齢の障害者本人の意向よりも家族の判断でサービスを受けることもなく、孤立している方もいるのでは
- ・困っていても助けを求めなかったり、サービスが必要なのに言ってくれなかったり、介護サービスの利用を拒否する人がいる

目指す地域の姿

判断能力が低下しても、適切なサービスを受けられるよう、一人ひとりの権利が守られた地域を目指します。

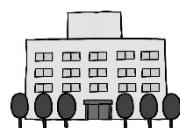
取り組み

町民や地域の取り組み



- 地域の様々なつながりの中で、話していく異変を感じたら、関係機関へとつなげる
- 地域で高齢者や障害者、子どもを見守り、虐待や消費者被害の可能性を感じたら、町や地域包括支援センターへ伝える
- 地域の中で気軽に相談できるような仕組みをつくる
- 地域の中で権利擁護に関する理解を深める

町の取り組み



- 市民後見人養成講座の開催や市民後見人への支援を充実する



4. 各種サービスの質の向上

現状と課題

地域に暮らす誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実は欠かすことができません。伊奈町の「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「障害者計画及び障害福祉計画」等に基づいた福祉サービスを充実させ、十分なサービスを確保していくとともに、高齢者や障害のある人の社会参加、生きがいづくりなど、住民自身の活動についても支援が必要となっています。

また、近年では、解決困難なケースが増大するなど福祉に携わる人材にも、より高度な専門性が求められるようになってきているほか、サービス提供事業者においてはサービスの質の向上を図るという観点からもサービス評価の導入を進めしていくことが大切となります。

町民会議では、足りないサービスの発掘や整備が必要という意見が挙げられています。

～ 町民会議での意見 ～

- ・高齢者に足りないサービスを発掘しているところはあるのか
- ・既存のネットワークやサービスの整備が必要

目指す地域の姿

必要な福祉サービスを、適切に受けることができる地域を目指します。

取り組み

町民や地域の取り組み



- 地域で困りごとがあったら、まずは地域で解決ができないか話し合う

町の取り組み



- 児童福祉サービス、高齢者福祉・介護保険サービス、障害福祉サービスなど、各分野のサービスの充実と、質を向上する
- 各分野のサービスの利用者の意見・満足度などを聞く場を設ける
- 利用者の視点を持って評価を行うことができるチームをつくり、評価していく体制を検討する





第5章 重点プロジェクト

伊奈町では、本計画の策定に向けて、公募町民及び地域福祉関係団体からなる「町民会議」を設置し、年10回にわたる話し合いを積み重ねてきました。

この町民会議では、3つのグループに分かれ、地域福祉に関する課題を洗い出し、その中から特に重要だと考える課題を設定し、その課題の解決アイデアについて検討してきました。

今回の重点プロジェクトは、この町民会議での3つのグループから挙げられた解決アイデアを基に設定をしているものとなります。

重点1：身近な地域の居場所づくりプロジェクト

目的

近年、近所づきあいが少なく、地域の中の人間関係が希薄化しており、地域の人との交流を持つ機会を持ちづらくなっています。今後、地域のコミュニケーションを誰もが気軽に取れる機会や場をつくるため、各地域の特徴に合わせた形で身近な地域の居場所づくりを進めていきます。

概要

誰もが気軽に立ち寄れるサロンを、地域が主体となって開設し、地域の中で運営をしていきます。本計画期間内は、モデル地区での実施を目指していきます。

目指す姿

子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄れるサロンが、身近な地域の中にあり、地域のコミュニケーションが図られています。

具体的な取り組み案

項目	内容	町	町民
モデル地区の選定	・町民会議メンバーを中心として、モデル地区を決定	呼びかけ	参加
運営スタッフの募集	・町民会議メンバーや区長会、民生委員等に声かけをし、運営の中心となるスタッフを募集	呼びかけ	参加
運営方針の決定	・運営スタッフを中心に、運営方針の詳細について検討	運営方針決定に向けた助言	運営スタッフ間の協議
場所の決定	・空き家、空き店舗等既存資源の有効活用などを検討	場所借りの際の仲介等	運営スタッフ間の協議
サロン開店	・可能な限り常設で、誰でも気軽に参加できるように実施	サロンの広報	運営スタッフによる運営 地域の人の参加
他地区で実施	・モデル地区を参考とし、他地区でも実施		

重点2：団体のネットワーク化プロジェクト

目的

伊奈町では現在、様々な分野の様々な団体が活動していますが、団体同士の交流が薄く、お互いの団体を把握できていない状況でした。今後、課題の共有や協力関係の構築などを進め、地域福祉の活動をより一層広げていくために、団体同士のネットワークを築いていきます。

概要

町内で活動する町の福祉を良くしていきたいという各団体に呼び掛け、協議会を組織します。協議会の中では、他団体との情報交換や交流を行うほか、協議会が主体となって、町民に向けた各団体の情報発信等を行います。

目指す姿

団体間のネットワークが構築され、情報交換や情報発信が盛んに行われ、団体の活動が一層活性化しています。

具体的な取り組み案

項目	内容	町	町民・団体
協議会の設立	<ul style="list-style-type: none">・町民会議メンバーを中心に、各団体へ呼びかけを行う・呼びかけの際は、参加のメリットを説明する	呼びかけ支援	〔団体〕協議会への参加
協議会の運営	<ul style="list-style-type: none">・目的や運用について協議・定期的な会議の開催・団体同士の情報交換、交流	事務局として協議会開催を支援	〔団体〕協議会への参加 〔団体〕情報交換・交流
情報発信	<ul style="list-style-type: none">・協議会主催でフォーラムの開催など、一般町民向けのイベントを実施し、団体の活動をアピールする・協議会として、各団体の情報をまとめ、町民へ発信する	イベント実施の支援 情報発信の支援	〔団体〕協議会として情報発信 〔町民〕情報を受け、新たな活動への参加

重点3：(仮称) ローズネット協力員養成プロジェクト

目的

地域の中には日常生活や非常時などに支援を必要とする人がいますが、支援をしたい人とのコーディネートや支援する仕組みができていない状況です。今後、気軽に誰でも支援に取り組めるようにするために、(仮称) ローズネット協力員を養成し、活動につなげていきます。

概要

ボランティアセンターでの個人登録者を、新たに(仮称) ローズネット協力員として位置付け、更なる参加者を集め、(仮称) ローズネット協力員を養成します。また、(仮称) ローズネット協力員が活動をしやすいように、バッジ等を交付し、地域での実践を進めていきます。

目指す姿

(仮称) ローズネット協力員が地域の中で活躍し、地域の中の、さりげない助け合い、支え合いの活動が活性化しています。

具体的な取り組み案

項目	内容	町	町民
制度設計	・(仮称)ローズネット協力員の位置付け、取り組み内容について検討	府内・社協での検討	参画
養成講座	・登録に向けて、町や地域の状況、活動内容の紹介など概要について講座を開催	講座の実施	講座への参加
登録	・講座受講後登録(バッジや登録証等の交付)	登録事務	登録
活動	・日頃の見守りや、簡単な日常生活の支援など、地域におけるさりげない支え合い活動を実施	相談支援等	地域での活動



第6章 推進体制

第1節 役割分担

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現していくためには、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

町民の役割	町民一人ひとりが、福祉に対する意識を高め、地域を担う一員であるという自覚を持ち、まずはできることから、行動していくことが期待されます。
地域の役割	自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。
福祉サービス事業者の役割	福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。
社会福祉協議会の役割	社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図る中核として位置付けられているほか、行政との調整役としての役割を担っています。
行政の役割	行政は、町の福祉の向上を目指して、地域福祉活動を促進させるための支援や、庁内の関連各課が連携し、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

第2節 推進体制

1. 推進組織の設置

計画の着実な実行に向けて、町民や各種福祉関係団体等を中心とした推進組織として、(仮称) 地域福祉策定・推進会議の設置を検討します。

2. 庁内の連携体制の強化

地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に、教育施策や交通施策など、日常の生活に関連する分野との調整や協力等が行えるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

第3節 進捗管理・評価

1. 各施策・重点プロジェクトの位置付け

(1) 各施策

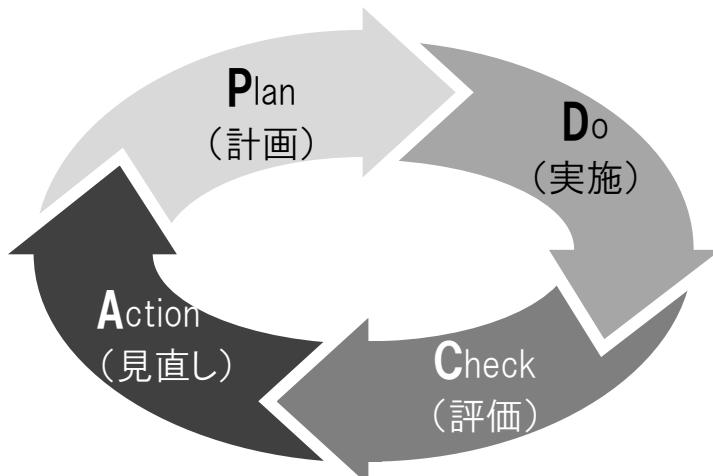
第4章施策の展開部分の各施策については、関連各課と連携をとりながら、各計画の中で進めています。

(2) 重点プロジェクト

第5章重点プロジェクトについては、毎年度進捗状況を確認し、(仮称) 地域福祉策定・推進会議に報告していきます。

2. PDCAサイクルに基づいた進捗管理

これらの進捗管理・評価については、PDCAサイクル(P(計画)、D(実施)、C(評価)、A(見直し))の考え方に基づき実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。



資料編

1. 策定経過

年	月 日	内 容
平成 24 年	11月 26 日	平成 24 年度 第1回地域福祉計画策定委員会
平成 25 年	3月 22 日	町民会議 事前勉強会
	5月 24 日	第1回町民会議
	5月 24 日	平成 25 年度 第1回地域福祉計画策定委員会
	6月 28 日	第2回町民会議
	7月 26 日	第3回町民会議
	8月 23 日	第4回町民会議
	9月 27 日	第5回町民会議
	10月 25 日	第6回町民会議
	11月 5 日	平成 25 年度 第2回地域福祉計画策定委員会
平成 26 年	11月 22 日	第7回町民会議
	1月 24 日	第8回町民会議
	2月 28 日	第9回町民会議
	3月 25 日	平成 25 年度 第3回地域福祉計画策定委員会
	3月 28 日	第10回町民会議
	6月 13 日	平成 26 年度 第1回地域福祉計画策定委員会
	8月 19 日	平成 26 年度 第2回地域福祉計画策定委員会
	10月 24 日	平成 26 年度 第3回地域福祉計画策定委員会
平成 27 年	12月 8 日～ 1月 7 日	町民コメント制度に基づく意見募集
	2月 6 日	平成 26 年度 第4回地域福祉計画策定委員会
	3月 13 日	町民会議報告会

2. 策定委員会設置要綱・名簿

伊奈町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき伊奈町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、福祉施策の総合的な推進を図るため、伊奈町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討の上、計画を策定し、町長に報告するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員26人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉活動団体等の代表者
- (2) 地域福祉に関係する機関等の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、関係者を会議に出席させ意見を聞くこと又は関係者に資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

伊奈町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

【任期 平成24年11月26日～27年3月】

区分	氏名	所属等	任期
1号委員： 福祉活動団体等の代表者	長田 伸治	P T A連合会会長	～H25.5.23
	荒井 亮		H25.5.24～
	笠原 正孝	長寿クラブ連合会会長	
	矢崎 廣江		～H26.3.31
	加藤 衛	民生委員・児童委員協議会会长	H26.4.1～
	戸井田 相子		
	中林 由紀枝	赤十字奉仕団委員長	
	田井 文子	母子愛育会副会長	
	本多 幸子	子ども育成会会長	
	山下 國光	ボランティアセンター運営委員（手芸・工作ボランティアグループ「なでしこ」代表）	
	飯塚 藤郎	ボランティアセンター運営委員（NPO法人「たすけあい伊奈」理事長）	
	荒川 はるみ	ファミリーサポート会員	
	石川 英子	社会福祉協議会福祉協力員	
2号委員： 地域福祉に関する機関等の代表者	市川 弘也	区長会会長	～H26.4.24
	○ 鯨井 利男		H26.4.25～
	東 守	商工会会長	
	内河 宏昌	J Aあだち野伊奈支店支店長	
	下田 昇	シルバーパートナーズ人材センター理事長	～H25.11.4
	小澤 勲		H25.11.5～
	久保田 寛	地域福祉計画町民会議委員	
	永末 厚二	地域福祉計画町民会議委員	
	村上 達美	社会福祉協議会事務局長	
3号委員： 識見を有する者	◎ 永沼 時子	元町議会議員	
	澤田 誠一	教育委員会委員長	
	小林 伸子	人権擁護委員	
4号委員： 町職員	栗原 弘喜	企画総務統括監	
	長島 晴夫	くらし産業統括監	
	三日尻 憲一	健康福祉統括監	
	野本 初美	都市建設統括監	
	大塚 守一	教育次長	

◎委員長 ○副委員長

(敬称略・順不同)

※町職員のみ任期がH26.4.1～の者を掲載

3. 町民会議設置要綱・名簿

伊奈町地域福祉計画策定町民会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、伊奈町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、地域における福祉のあり方を検討するとともに計画の策定に資するため、伊奈町地域福祉計画策定町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 町民会議は、次の各号に掲げる事項について調査、研究及び検討を行う。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

2 町民会議は、前項に規定する検討の内容を適宜、伊奈町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成24年要綱第29号。)に基づく伊奈町地域福祉計画策定委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 町民会議は、委員37人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 福祉活動団体等の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期及び報酬)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までとする。

2 委員は、無報酬とする。

(会長及び副会長)

第5条 町民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、町民会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 町民会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 町民会議は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 町民会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 このほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、会長が町民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

伊奈町地域福祉計画策定町民会議委員名簿

【任期 平成25年2月25日～27年3月】

区分	氏名	所属等
1号委員： 公募による者	高橋 紘一	町民会議公募委員
	谷 真里子	町民会議公募委員
	久保田 寛	町民会議公募委員
	田中 弘美	町民会議公募委員
	中谷地 久雄	町民会議公募委員
	河田 敏子	町民会議公募委員
	小林 昌子	町民会議公募委員
	小山 翔子	町民会議公募委員
2号委員： 福祉活動団体等 の代表者	大隅 好偉	民生委員・児童委員協議会
	高山 秀子	赤十字奉仕団
	長島 真由美	母子愛育会
	古野本 昌紀	子ども育成会連絡協議会
	木田 厚子	手芸・工作ボランティアグループ「なでしこ」
	園田 菖子	手話の会「すずらん」
	永末 厚二	NPO 法人「たすけあい伊奈」
3号委員： その他町長が必 要と認める者	杉田 安弘	日本薬科大学学生
	安達 隆介	日本薬科大学学生
	水尾 朱夏	日本薬科大学学生
	市原 正道	シルバー人材センター
	岩井 勝	社会福祉協議会

(敬称略・順不同)

4. プロジェクトチーム設置要綱

伊奈町地域福祉計画プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、庁内の関係部局の職員により計画策定に必要な事項を検討するため、伊奈町地域福祉計画プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉が抱える課題について、解決に資する検討を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関するここと。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる課の係長又は主任相当職にある者(以下「メンバー」という。)で組織し、町長がこれを任命する。

- (1) 企画課
- (2) 生活安全課
- (3) 保険医療課
- (4) 健康増進課
- (5) 環境対策課
- (6) 土木課
- (7) 都市計画課
- (8) 教育委員会生涯学習課
- (9) 人権推進課
- (10) 子育て支援課

2 プロジェクトチームに、リーダー及びサブリーダーを置き、メンバーの互選によりこれを定める。

(任期)

第4条 メンバーの任期は、計画策定終了までとする。

(会議等)

第5条 リーダーは、プロジェクトチームの会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。

2 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

3 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、会議の議長となる。

4 プロジェクトチームは、必要に応じ、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、リーダーがプロジェクトチームに諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

5. 参考事業一覧

(1) コミュニケーションが豊富で助け合える地域づくり

①福祉教育・啓発の充実

社会教育振興事業	生涯学習課
教育指導事業	学校教育課
青少年健全育成推進事業	生涯学習課
人権・同和対策啓発事業	人権推進課
人権教育運営事業	人権推進課 学校教育課
男女共同参画事業	人権推進課

②交流機会の創出

ふれあい福祉センター指定管理事業	福祉課
地域子育て支援センター運営事業	福祉課
つどいの広場事業	子育て支援センター
子育て支援センター事業	子育て支援センター
総合センター管理運営事業	生活安全課
パブリックルーム管理事業	生活安全課

③ボランティア活動の推進

生涯学習推進事業	生涯学習課
社会福祉協議会運営補助事業	福祉課
地域福祉活動事業	福祉課
障害者福祉団体補助事業	福祉課

(2) 支援を必要とする方の支援体制づくり

①孤立予防に向けた見守りの充実

民生委員・児童委員活動推進事業	福祉課
低所得者相談事業	福祉課

②日常生活の支援

町内循環バス運行管理事業	生活安全課
--------------	-------

③防犯・防災対策

防犯灯設置事業	生活安全課
防犯灯維持管理事業	生活安全課
防犯まちづくり推進事業	生活安全課
消費者対策事業	産業振興課
自主防災組織設立運営事業	生活安全課
避難所整備事業	生活安全課
防災行政無線整備事業	生活安全課

(3) 福祉サービスを適切に利用できる仕組みづくり

①情報発信の充実

広報事業	秘書広報課
------	-------

②相談支援

相談支援事業	福祉課
--------	-----

③権利擁護

市民後見人養成事業	福祉課
-----------	-----

④各種サービスの質の向上

各種児童福祉関連サービス	子育て支援課
各種高齢者福祉・介護保険サービス	福祉課
各種障害者福祉サービス	福祉課

伊奈町地域福祉計画

伊奈町 福祉課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493

電話番号：048-721-2111

ファックス番号：048-721-2137

